

平成17年度市民活動団体基本調査  
報告書

平成18年5月  
内閣府国民生活局

# 目 次

I. 調査の実施概要	1
II. 調査結果のポイント	2
1. 特定非営利活動法人の活動状況	2
2. 特定非営利活動法人の組織運営	3
3. 特定非営利活動法人の情報公開	5
4. 特定非営利活動法人の会計	7
5. 特定非営利活動法人の認証基準等	8
6. 公益法人制度改革に対する関心	9
7. 特定非営利活動法人の課題	10
III. 調査結果	11
1. 特定非営利活動法人の活動状況	11
(1) 活動分野	11
(2) 活動規模	12
(3) 活動範囲	13
2. 特定非営利活動法人の組織運営	14
(1) 活動に関わる者	14
(2) 社員総会	17
(3) 役員	19
3. 特定非営利活動法人の情報公開	22
(1) 公開している情報	22
(2) 情報公開の方法	23
(3) 情報公開に対する意識	23
(4) 各所轄庁で定める様式例に対する意識	24
(5) 役員及び社員の住所等の公開に対する意識	24

4. 特定非営利活動法人の会計	2 5
(1) 会計上の原則	2 5
(2) 管理費と事業費の区分	2 5
(3) 帳簿の記載時期	2 6
(4) 監査の実施状況	2 7
5. 特定非営利活動法人の認証基準等	2 8
(1) 障害に感じた認証基準	2 8
(2) 社員数要件に対する意識	2 9
(3) 見直してほしいと感じた申請手続き	3 0
6. 公益法人制度改革に対する関心	3 1
(1) 公益法人制度改革に対する関心	3 1
(2) 新たな制度に対する意識	3 1
7. 特定非営利活動法人の課題	3 2
(1) 活動に対する自己評価	3 2
(2) 運営上の課題	3 3
(3) 行政の施策	3 4
資料 調査票	3 5

# I. 調査の実施概要

## 1. 目的

平成 10 年 12 月の特定非営利活動促進法の施行後、特定非営利活動法人の認証数は、平成 18 年 3 月末現在で、2 万 6 千件を超えている。その活動分野は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など広範囲にわたり、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

しかし、その活動においては、組織の管理・運営能力の向上、資金基盤の強化及び行政等との対等な関係での協働の推進といった多くの課題が残されている。また、この制度を濫用し、営利目的とみられる活動などを行う法人もみられるなど、制度自体の信頼を損ねるおそれのある事例も現れている。

一方、公益法人制度改革として、これまでの民法の規定を抜本的に見直し、新たな社団・財団法人制度を創設するための準備が進められている。

こうした状況の下、内閣府では、新たな社団・財団法人制度の枠組みを踏まえつつ、法施行上の課題の検証等を通じて、制度の見直しを検討するため、国民生活審議会総合企画部会に NPO 法人制度検討委員会を設置し、議論を進めているところである。

以上の検討を行うにあたり、特定非営利活動法人の実態や意識を十分に把握することを目的に、平成 17 年度市民活動団体基本調査を実施した。

## 2. 実施期間

平成 18 年 2 月 22 日（水）～3 月 28 日（火）

## 3. 対象

〈発送数〉

平成 17 年 3 月末までに設立認証された特定非営利活動法人のうち、無作為抽出した 3,000 法人

〈回答数〉

1,010 法人（回答率 33.7%）

## 4. 調査方法

質問票 郵送法

## II. 調査結果のポイント

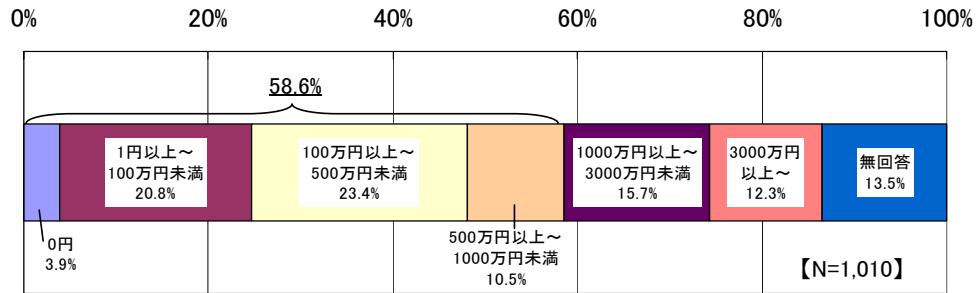
### 1. 特定非営利活動法人の活動状況

#### ○ 事業規模や社員数(注)などでみて、小規模団体が多い。

(注) 特定非営利活動法人の構成員として、社員総会の議決権を有する者のことをいう。

- ・年間収入 1,000 万円未満の法人は約 6 割。

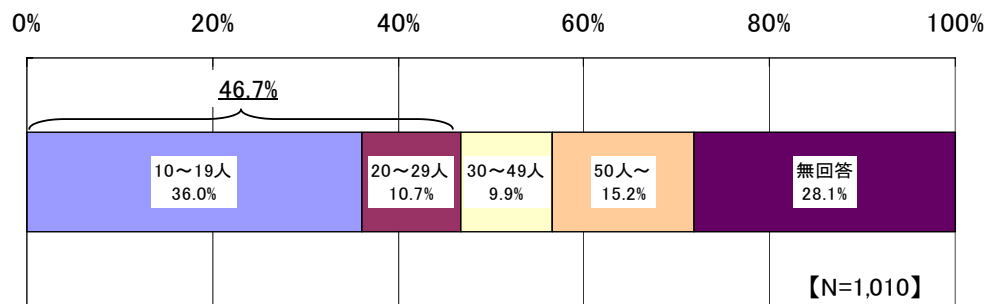
<年間収入規模>



平均値 2147 万円、中央値 365 万円

- ・社員数 30 人未満の法人は約 5 割。

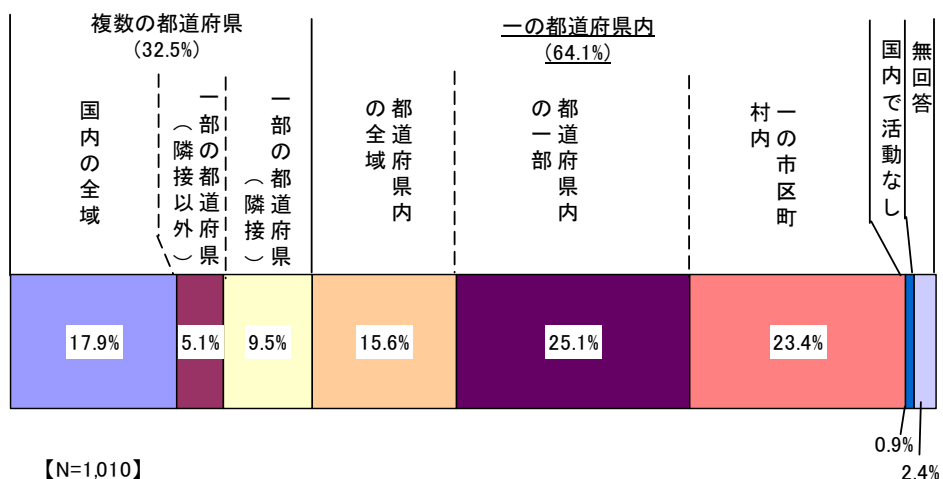
<社員数>



平均値 74.8 人、中央値 19 人

#### ○ 一つの都道府県内を活動範囲としている法人は約 3 分の 2。

<活動範囲>



## 2. 特定非営利活動法人の組織運営

○ 1 法人あたりの平均役員数は約 10 人、そのうち有給の者は 1 人未満。

1 法人あたりの平均職員数は約 7 人、そのうち有給の者は 5 人。

<1 法人あたりの平均役員数とその内訳>

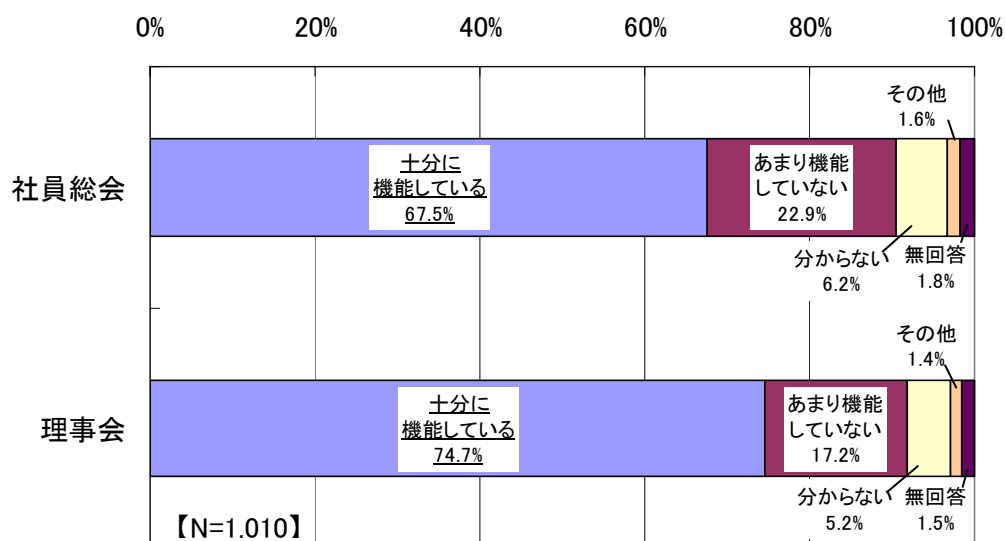
	理事		監事	(単位:人) 計
		うち社員		
有給	0.6	0.6	0.1	0.7
無給	7.6	6.2	1.3	8.9
計	8.2	6.8	1.4	9.6

<1 法人あたりの平均職員数とその内訳>

	常勤	非常勤	計(単位:人)
	有給	1.8	3.2
無給	0.4	1.2	1.6
計	2.2	4.4	6.6

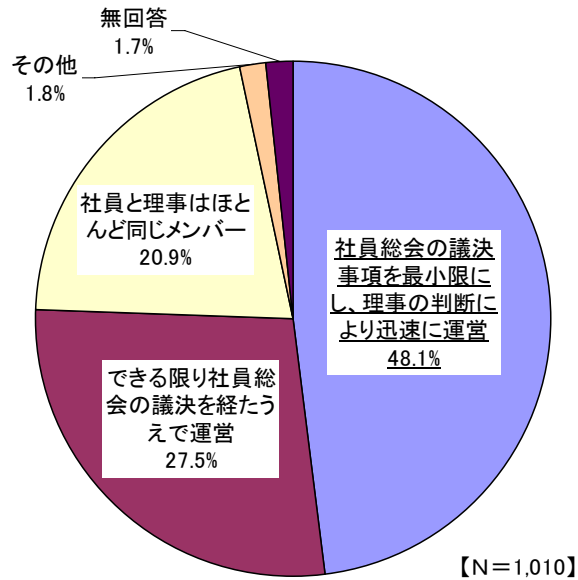
○ 社員総会及び理事会が十分に機能していると考えている法人は約 7 割。

<社員総会及び理事会に対する自己評価>



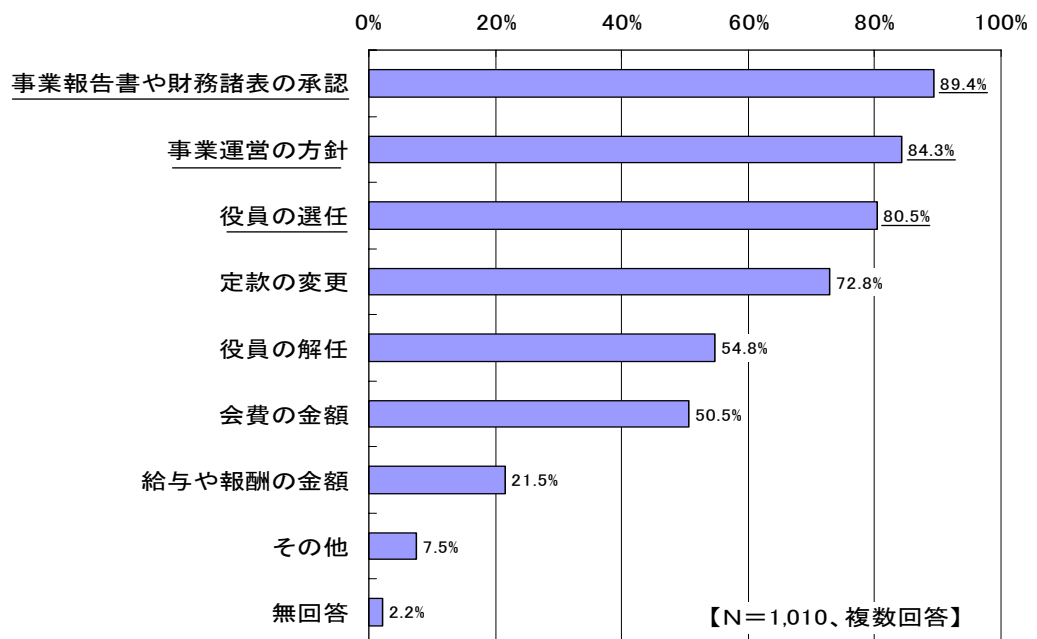
**○ 組織運営において社員総会の議決に比べ、理事の判断に多くを委ねている法人は約5割。**

＜社員総会と理事会の関係に対する意識＞



**○ 社員総会の議決事項は、「事業報告書や財務諸表の承認」、「事業運営の方針」、「役員を選任」の順に多く、これらを議決事項としている法人は8割以上。**

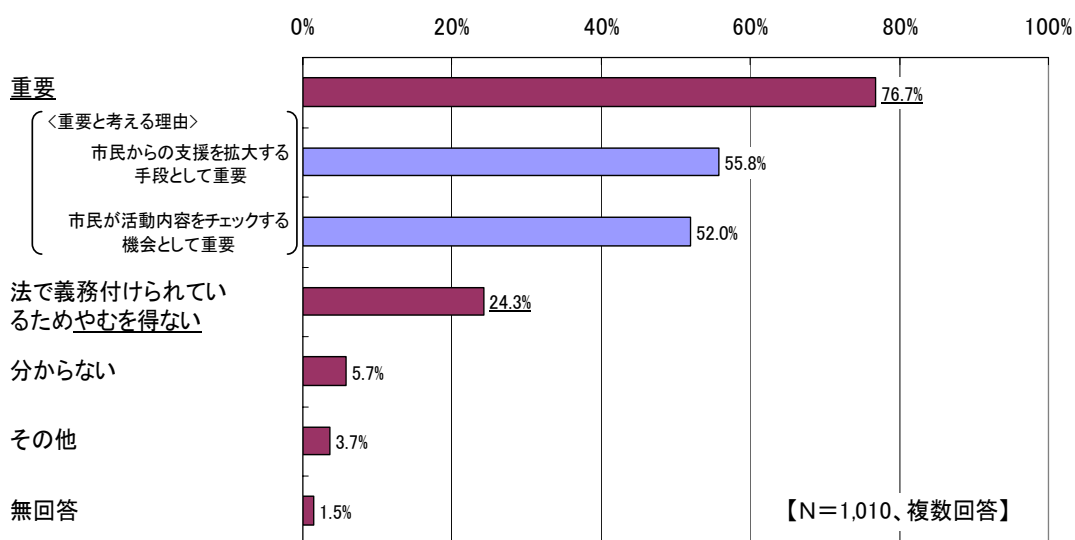
＜社員総会における議決事項＞



### 3. 特定非営利活動法人の情報公開

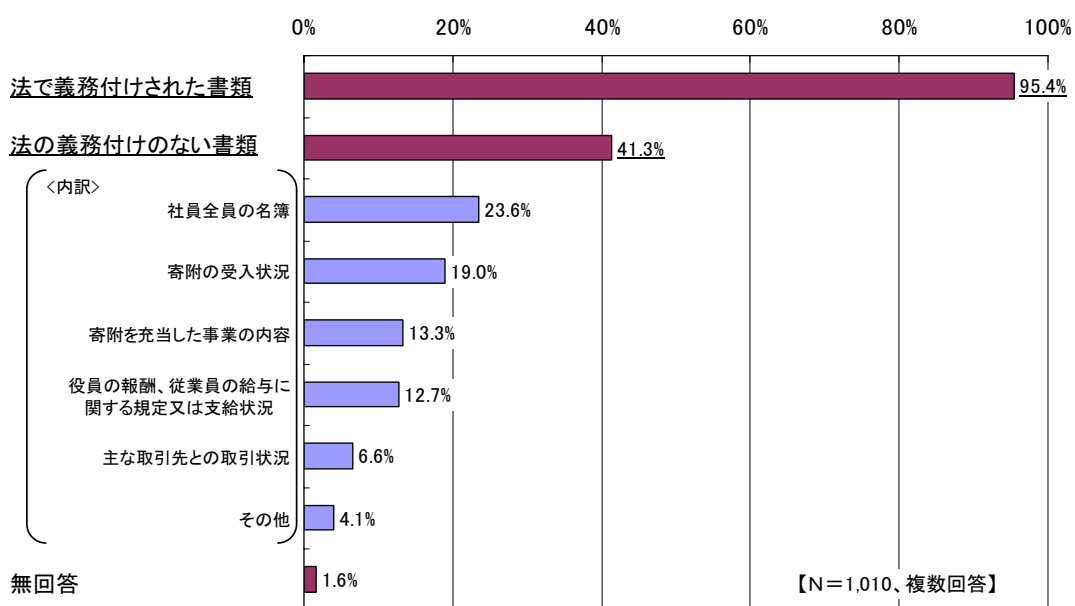
- 情報公開を重要であると考えている法人は約4分の3。
- 法律上の義務なのでやむを得ないと考えている法人は約4分の1。

<情報公開に対する意識>



- ほとんどの法人が法で義務付けされた書類を公開。
- 法の義務付けのない書類についても公開している法人は約4割。

<公開している情報>

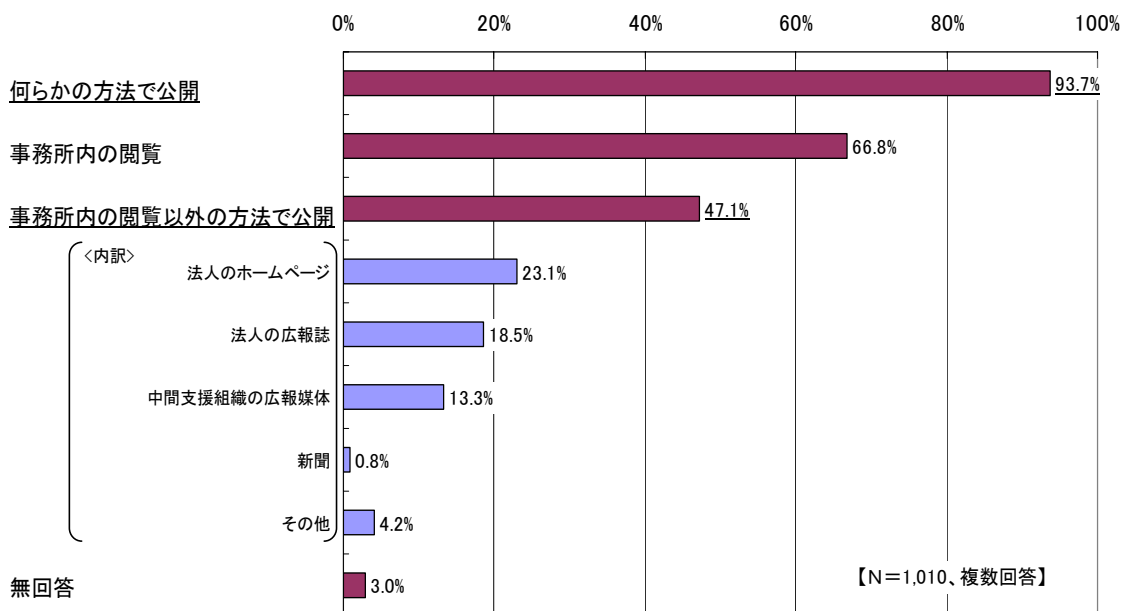




○ ほとんどの法人が何らかの方法により公開。

事務所内の閲覧以外の方法により積極的に公開している法人は約 5 割。

< 情報公開の方法 >



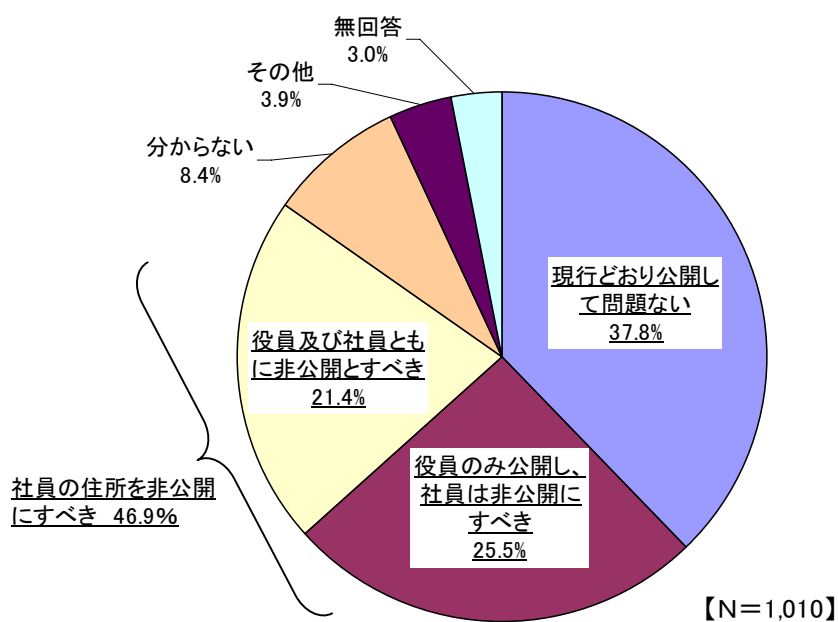
○ 社員の住所を非公開とすべきと考えている法人は約 5 割。

役員住所等(注)を非公開とすべきと考えている法人は約 2 割。

(注) 住所等とは、役員住所及び報酬を受けた期間をいう。

現行どおり公開して問題ないと考えている法人は約 4 割。

< 役員住所等及び社員の住所の公開に対する意識 >

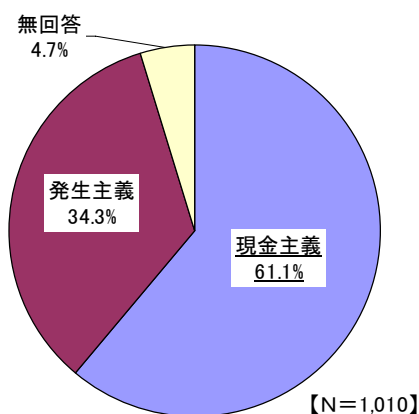


#### 4. 特定非営利活動法人の会計

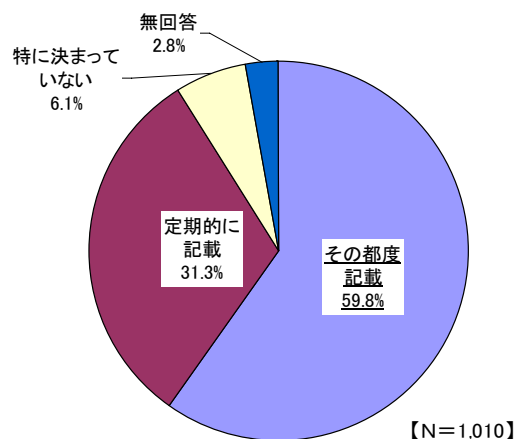
○ 現金主義を採用している法人は約 6 割。

○ 帳簿をその都度記載している法人は約 6 割。

<会計上の原則>



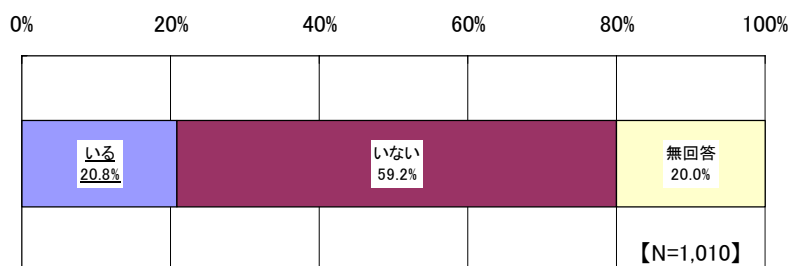
<帳簿の記載時期>



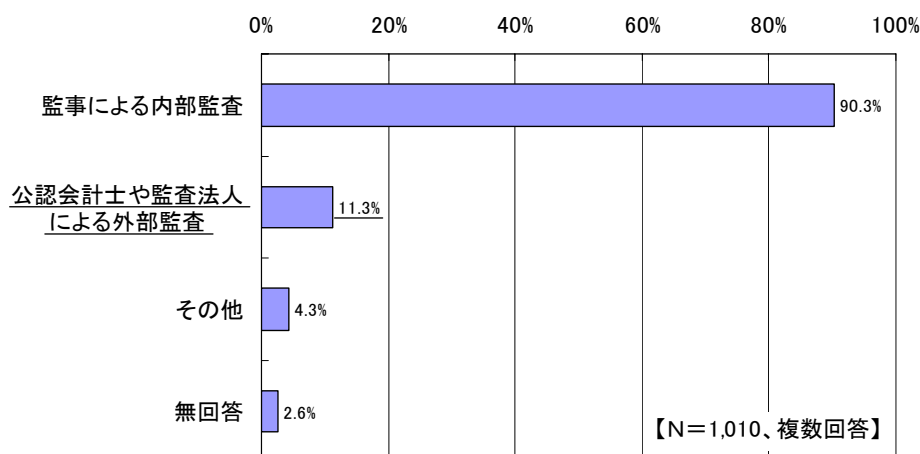
○ 税理士や公認会計士などの専門家が監事となっている法人は約 2 割。

公認会計士や監査法人による外部監査を行っている法人は約 1 割。

<専門家が監事となっている法人の割合>



<監査の実施状況>

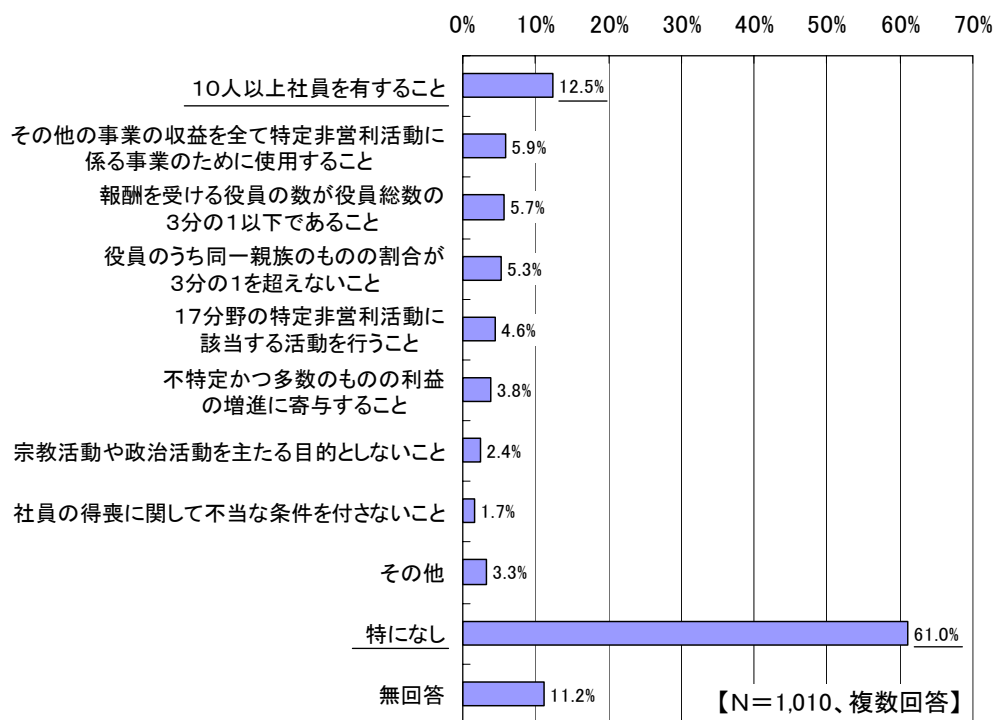


## 5. 特定非営利活動法人の認証規準等

○ 障害に感じた認証基準は特にないと回答した法人は約6割。

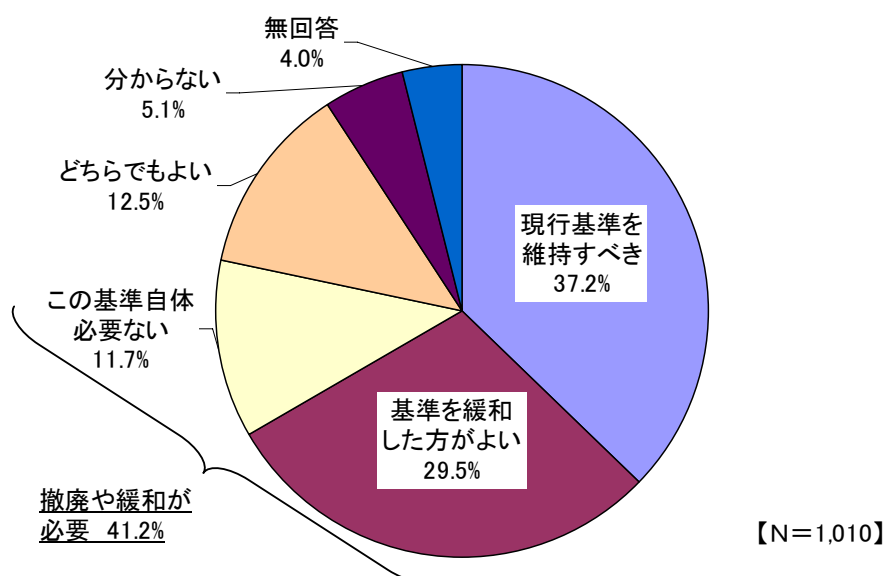
○ 障害に感じた認証基準として最も多いものは、「10人以上の社員を有すること」で、障害に感じたと回答した法人は約1割。

<障害に感じた認証基準>



○ 社員数要件の撤廃や緩和が必要と考えている法人は約4割。

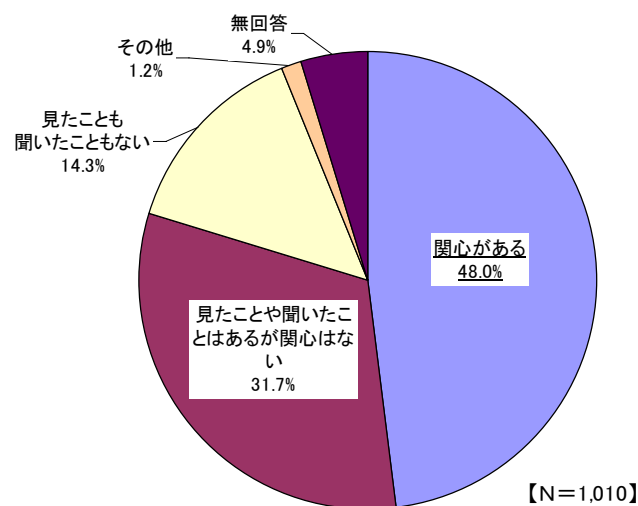
<社員数要件に対する意識>



## 6. 公益法人制度改革に対する関心

### ○ 公益法人制度改革に関心のある法人は約5割。

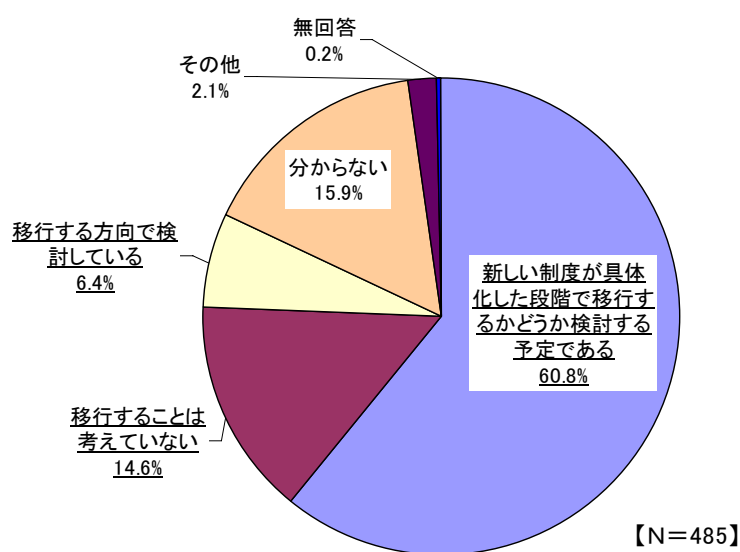
<公益法人制度改革への関心>



### ○ 新制度が具体化した段階で、新制度に移行するかどうか検討する予定の法人は約6割。

### ○ 現段階で、新制度に基づく法人へ移行することを考えていない法人は約15%、移行する方向で検討している法人は約6%。

<新たな制度に対する意識(公益法人制度改革に関心のある法人を対象)>

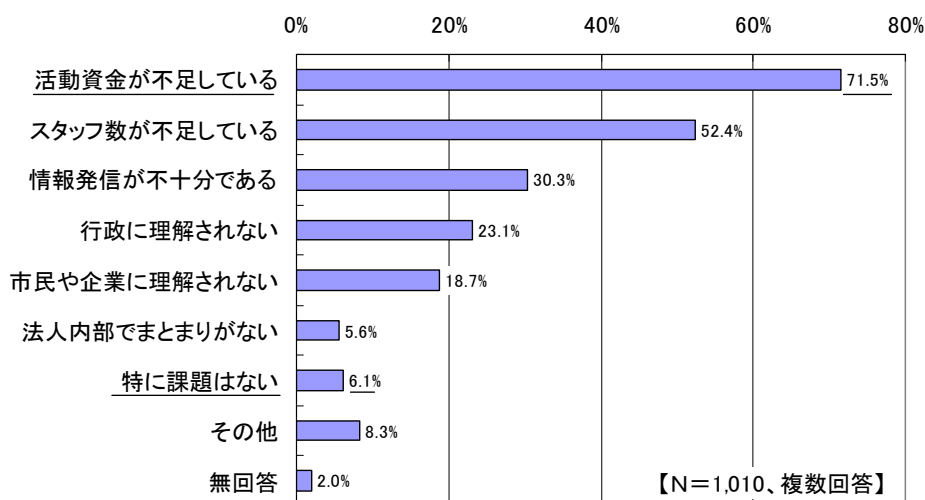


## 7. 特定非営利活動法人の課題

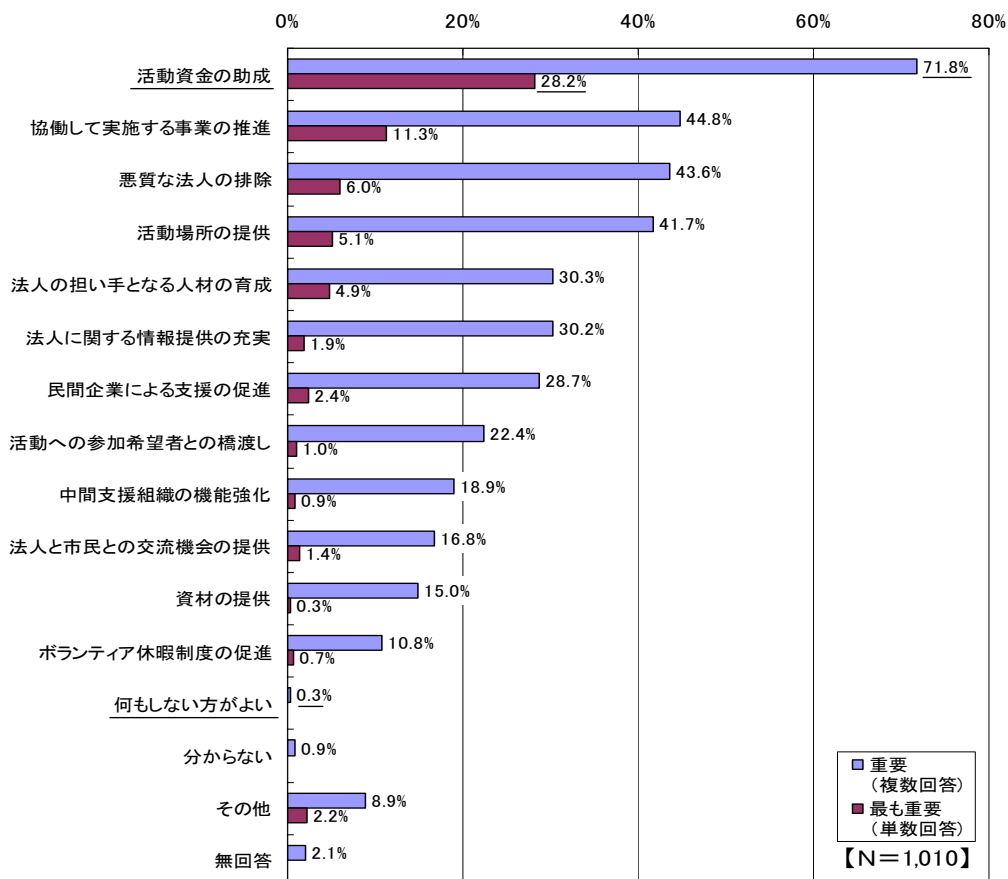
○ 活動資金の不足を課題として認識している法人、活動資金の助成を行政の施策として重要であると考えている法人は、それぞれ約7割。

○ 特に課題がないと認識している法人は約6%、行政は何もしない方がよいと考えている法人は0.3%。

### < 運営上の課題 >



### < 重要と考える行政の施策 >



### Ⅲ. 調査結果

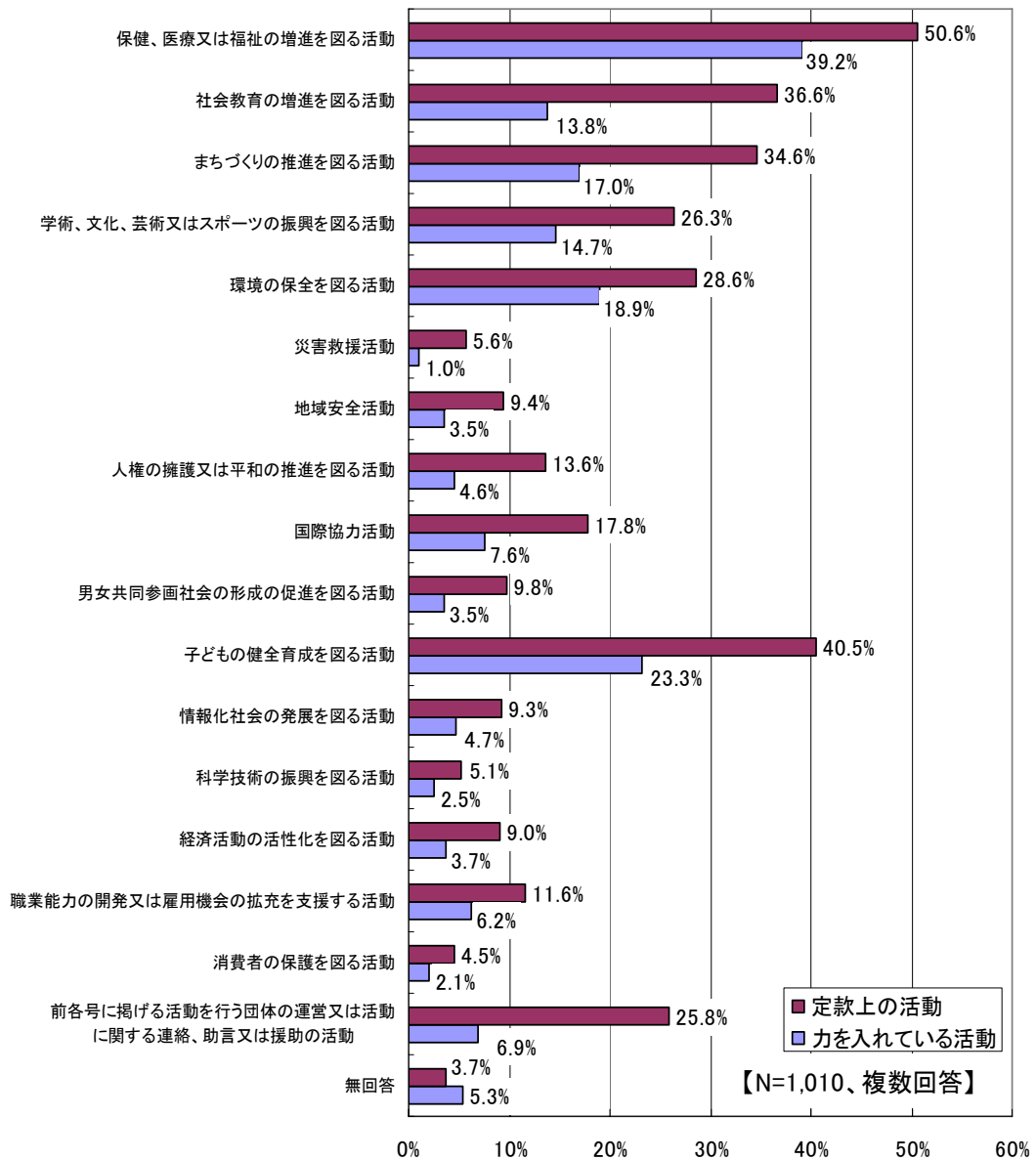
#### 1. 特定非営利活動法人の活動状況

##### (1) 活動分野[問2]

定款上の活動分野（複数回答）についてみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（50.6%）、「子どもの健全育成を図る活動」（40.5%）、「社会教育の増進を図る活動」（36.6%）、「まちづくりの増進を図る活動」（34.6%）の順に多い。

特に力を入れている活動分野（複数回答）についてみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（39.2%）、「子どもの健全育成を図る活動」（23.3%）、「環境の保全を図る活動」（18.9%）、「まちづくりの増進を図る活動」（17.0%）の順に多い。

##### <活動分野及び特に力を入れている活動分野>



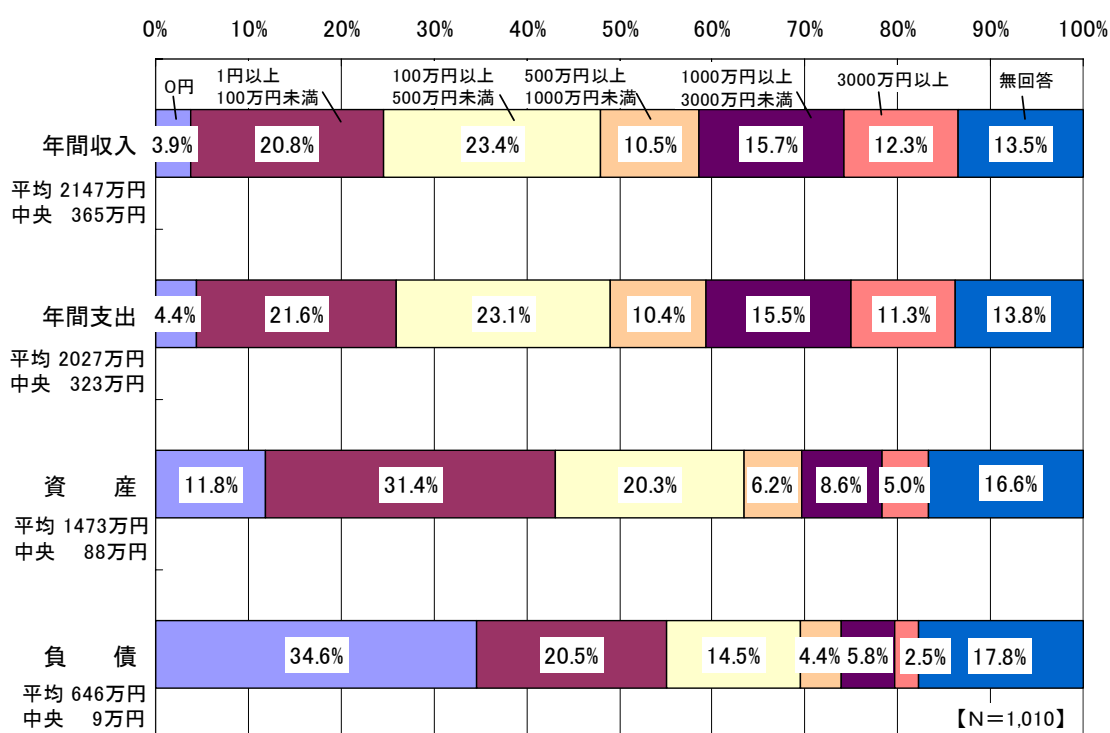
## (2) 活動規模[問3]

年間収入及び年間支出についてみると、1000万円未満の法人は約6割を占めている。1法人あたりの平均値は収入2,147万円、支出2,027万円で、中央値は収入365万円、支出323万円となっている。

資産及び負債というストックの数値についてみると、収入・支出というフローの数値に比べて低い水準にとどまるものが多い。資産及び負債について、100万円未満の法人がそれぞれ43.2%、55.1%を占めている。

1法人あたりの平均値は資産1,473万円、負債646万円で、中央値は資産88万円、負債9万円となっている。

### <活動規模>



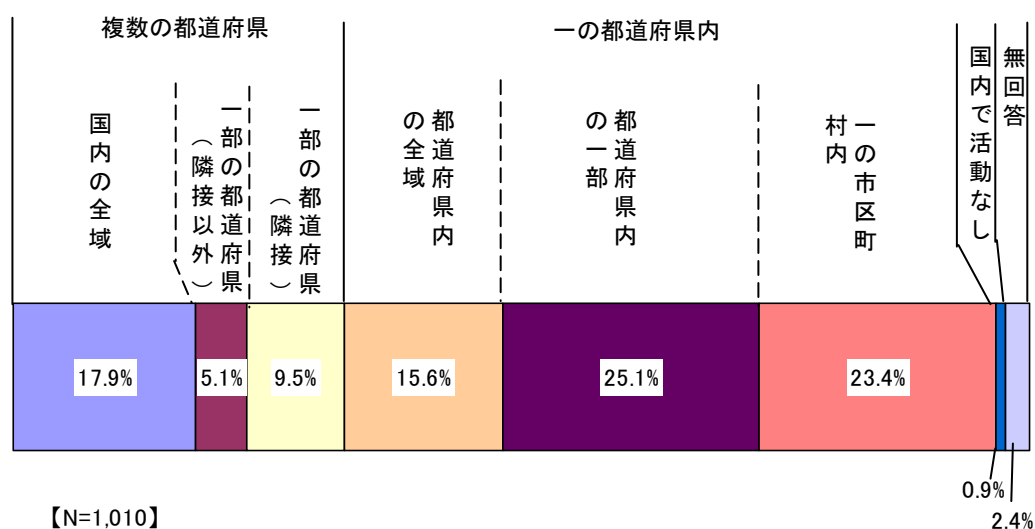
### (3) 活動範囲[問4]

日本国内における活動範囲についてみると、一の都道府県内で活動する法人の割合が64.1%で、そのうち「一の都道府県内の一部」が25.1%、「一の市区町村内」が23.4%となっている。

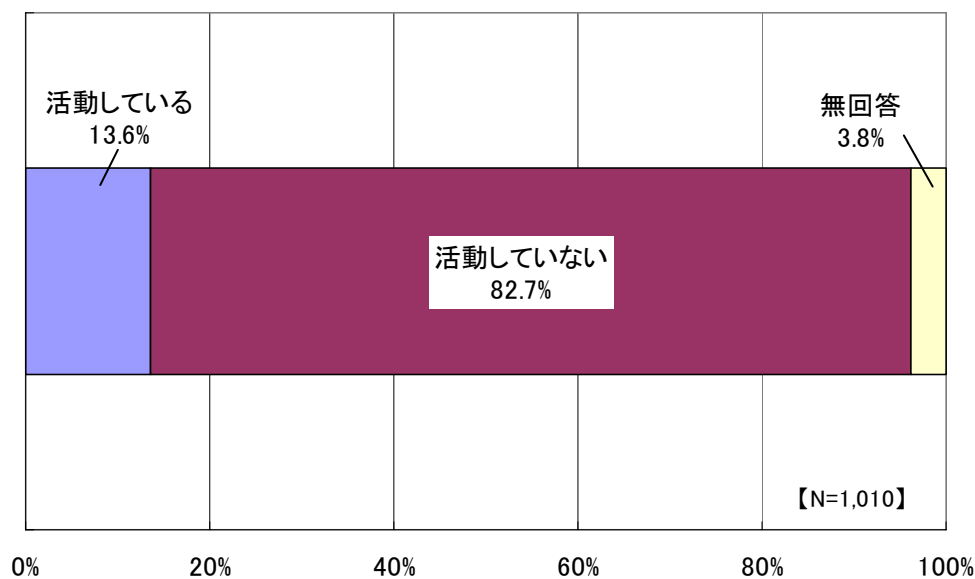
一方、複数の都道府県に活動範囲が及ぶ法人の割合は32.5%で、そのうち「国内の全域」を活動範囲とする法人は17.9%となっている。

日本国外で活動している法人の割合は、13.6%となっている。

#### <日本国内における活動範囲>



#### <日本国外における活動の有無>





## 2. 特定非営利活動法人の組織運営

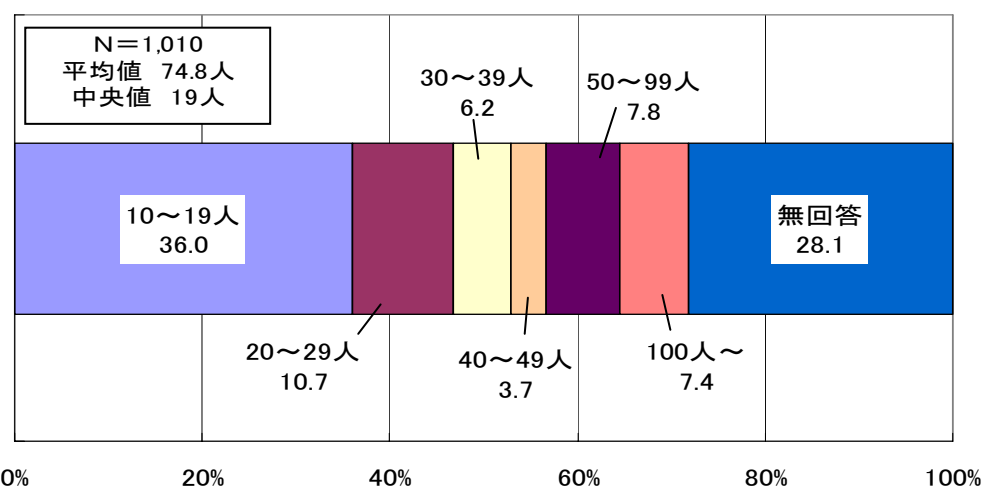
### (1) 活動に関わる者[問5]

#### ① 社員

特定非営利活動促進法上の社員（注）の数についてみると、10人台が最も多く36.0%、次いで20人台が10.7%となっており、小規模な法人が多い。

（注）特定非営利活動法人の構成員として、社員総会の議決権を有する者のことをいう。

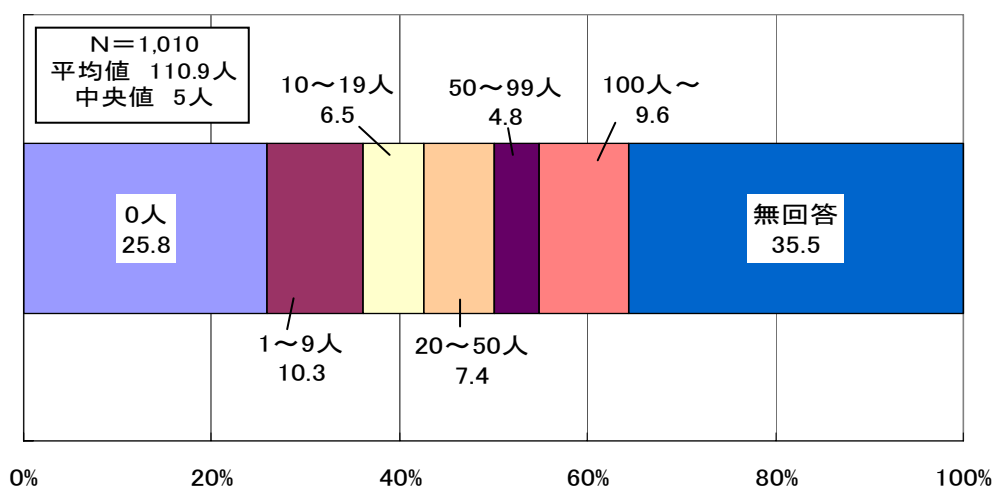
#### <社員数>



#### ② 会員

社員以外の会員の数についてみると、0人の法人が最も多く25.8%で、10人未満の法人で合わせてみると36.1%を占めている。

#### <会員数>

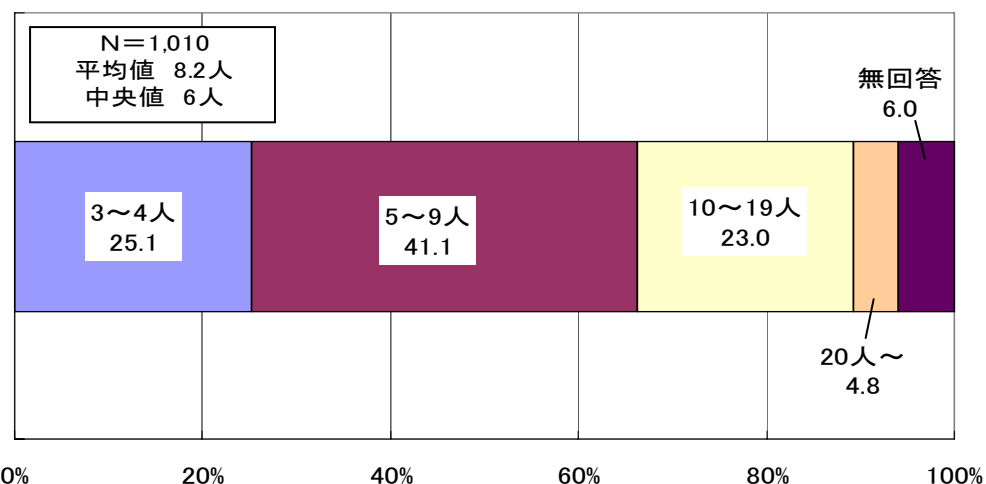


### ③役員

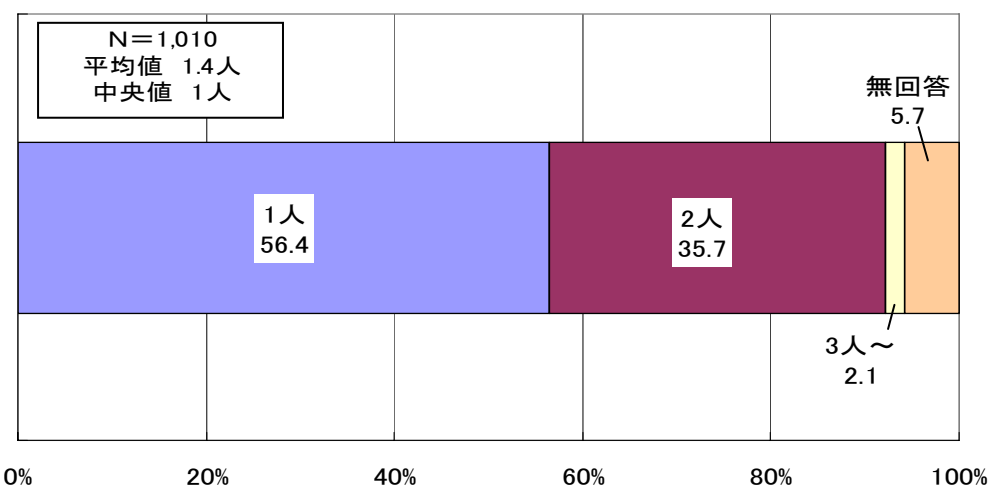
理事の数についてみると、「5～9人」(41.1%)、「3～4人」(25.1%)の順に多く、10人未満が66.2%を占めている。1法人あたりの理事の数(平均値)は8.2人であり、そのうち法人の社員である理事は6.8人、有給の理事は0.6人である。

監事の数についてみると、「1人」が56.4%を占めている。1法人あたりの監事の数(平均値)は1.4人であり、そのうち有給の監事は0.1人である。

#### <理事数>



#### <監事数>



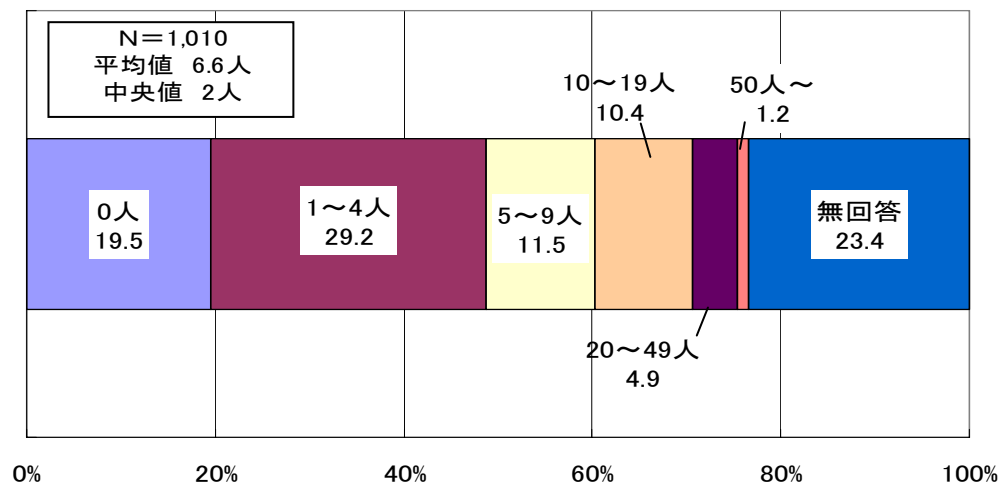
#### <1法人あたりの平均役員数とその内訳>

	理事		監事	(単位:人) 計
		うち社員		
有給	0.6	0.6	0.1	0.7
無給	7.6	6.2	1.3	8.9
計	8.2	6.8	1.4	9.6

#### ④職員

職員の数についてみると、5人未満が48.7%を占めており、全く職員を置いていない法人も19.5%となっている。1法人あたりの職員の数（平均値）は6.6人であり、その内訳は、「非常勤（有給）」が3.2人、「常勤（有給）」が1.8人、「非常勤（無給）」が1.2人、「常勤（無給）」が0.4人となっている。

##### <職員数>



##### <1法人あたりの平均職員数とその内訳>

	常勤	非常勤	計(単位:人)
有給	1.8	3.2	5.0
無給	0.4	1.2	1.6
計	2.2	4.4	6.6

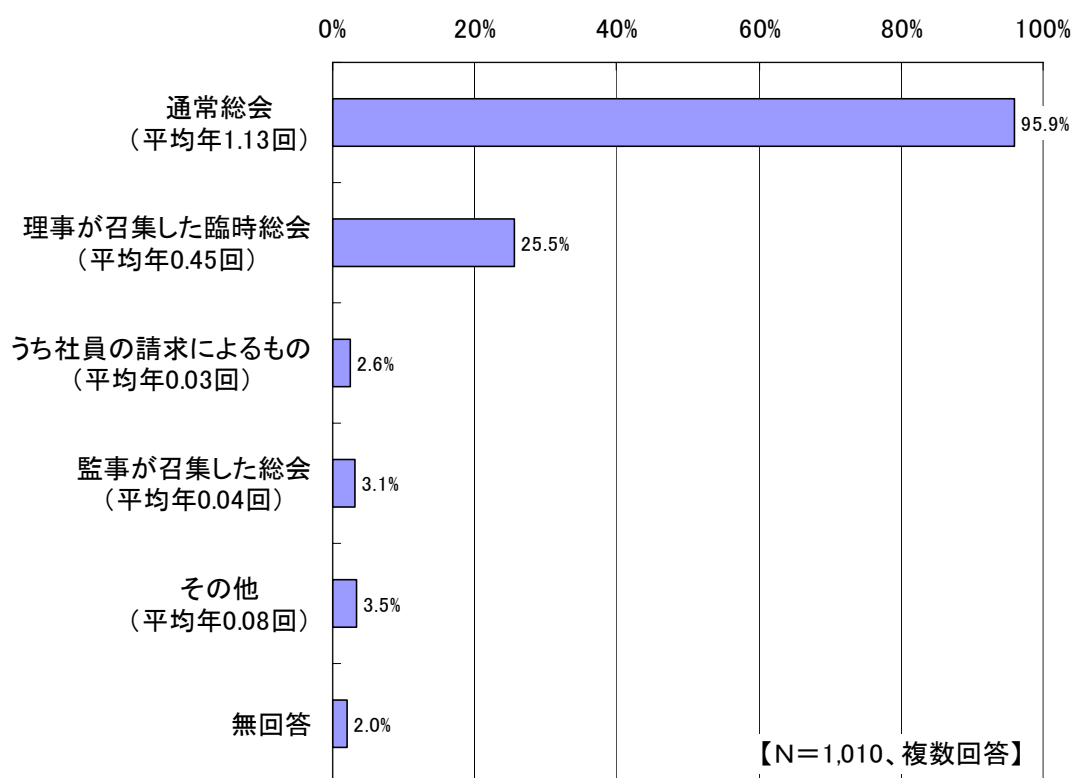
## (2) 社員総会[問6]

### ① 社員総会の開催状況

社員総会の開催状況（複数回答）についてみると、95.9%の法人が「通常総会」を開催しているほか、25.5%の法人が「理事が召集した臨時総会」を開催している。一方、「監事が召集した総会」及び「社員の請求により理事が招集した臨時総会」の開催状況は、それぞれ3.1%、2.6%の法人にとどまっている。

年間開催回数についてみると、1法人あたり平均1.73回となっており、その主な内訳は、「通常総会」が1.13回、「理事が召集した臨時総会」が0.45回となっている。

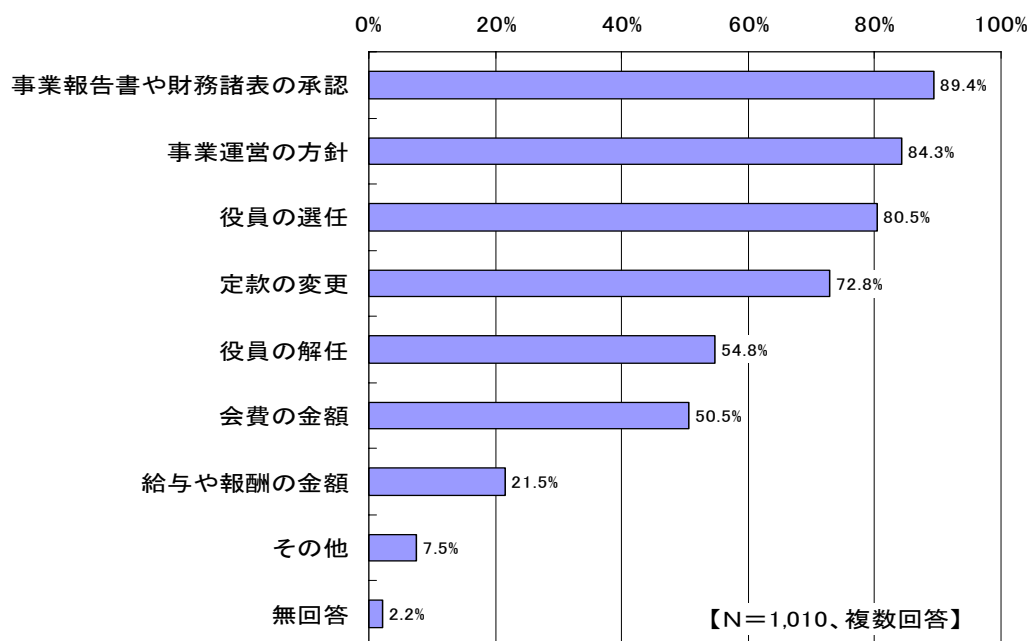
#### <社員総会の開催状況>



## ②社員総会における議決事項

社員総会において議決している事項（複数回答）についてみると、「事業報告書や財務諸表の承認」、「事業運営の方針」及び「役員を選任」が8割を超えている一方、「役員解任」及び「会費の金額」は5割程度、「給与や報酬の金額」は2割程度となっている。

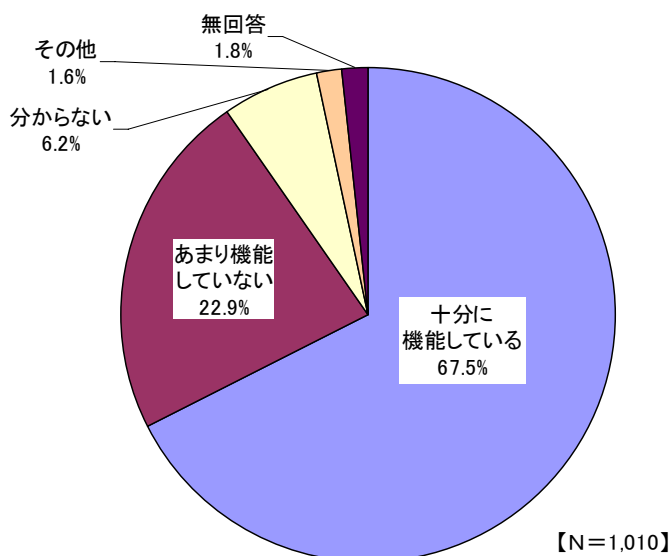
### <社員総会における議決事項>



## ③社員総会に対する自己評価

社員総会に対する自己評価についてみると、67.5%の法人が「十分に機能している」と評価しており、「あまり機能していない」との評価は22.9%にとどまっている。

### <社員総会に対する自己評価>



### (3) 役員[問7]

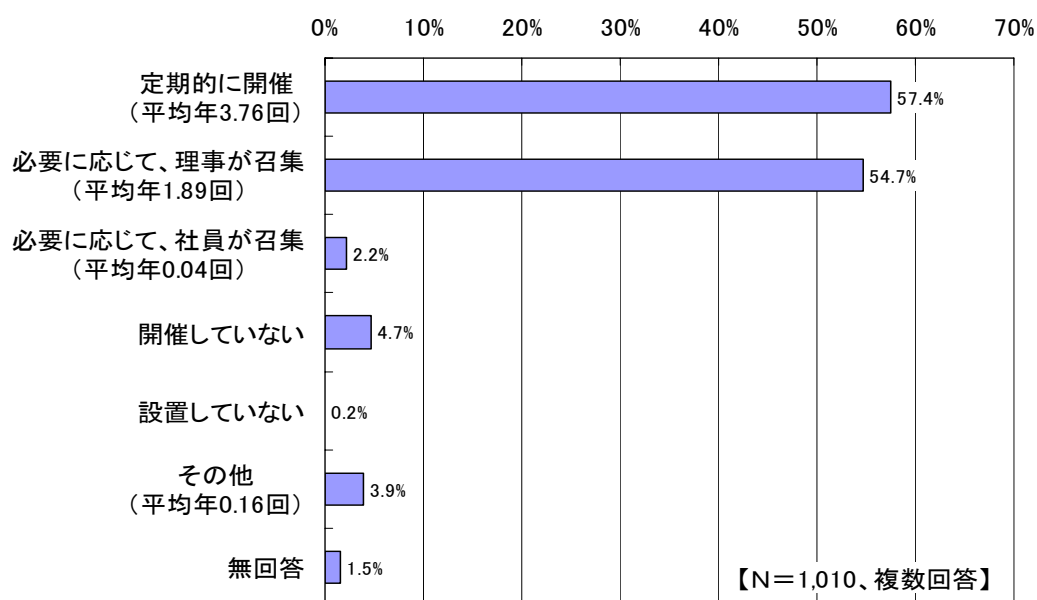
#### ① 理事会の開催状況

理事会の開催状況（複数回答）についてみると、「定期的開催」（57.4%）、「必要に応じて理事が召集」（54.7%）の順に多い。「開催していない」（4.7%）、「設置していない」（0.2%）という法人は、ほとんどない。

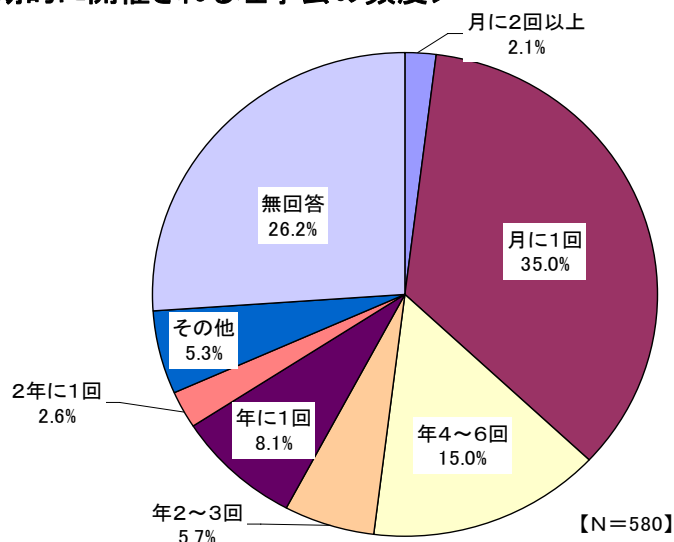
年間開催回数についてみると、1法人あたり平均5.85回開催しており、「定期的開催」が3.76回、「必要に応じて、理事が召集」が1.89回となっている。

定期的開催される理事会の開催頻度についてみると、「月に1回」が35.0%、「年に4～6回」が15.0%となっている。

#### < 理事会の開催状況 >



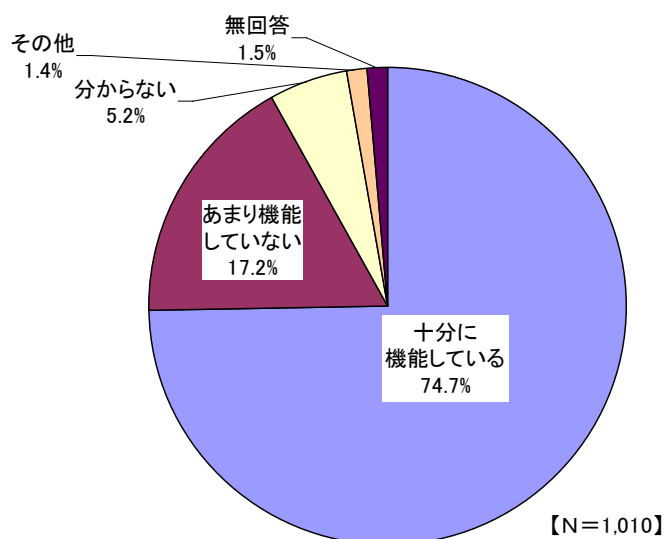
#### < 定期的開催される理事会の頻度 >



## ②理事会に対する自己評価

理事会に対する自己評価についてみると、74.7%の法人が「十分に機能している」と評価しており、「あまり機能していない」との評価は17.2%にとどまっている。

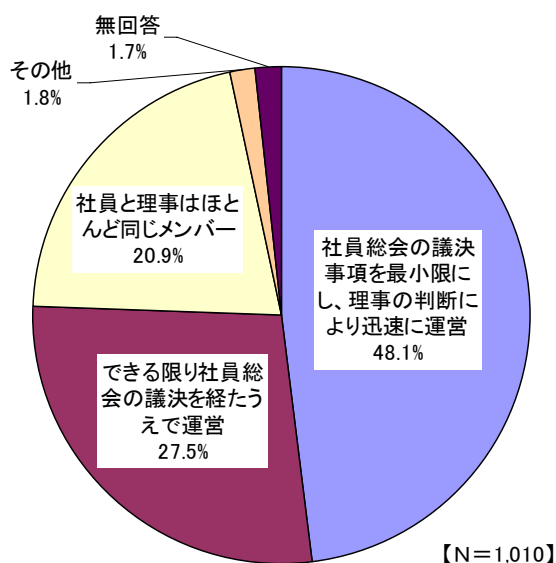
### <理事会に対する自己評価>



## ③社員総会と理事会の関係に対する意識

社員総会と理事会の関係に対する意識についてみると、48.1%の法人が「社員総会の議決事項を最小限にし、理事の判断により迅速に運営」しており、「できる限り社員総会の議決を経たうえで運営」(27.5%)及び「社員と理事はほとんど同じメンバー」(20.9%)を上回っている。

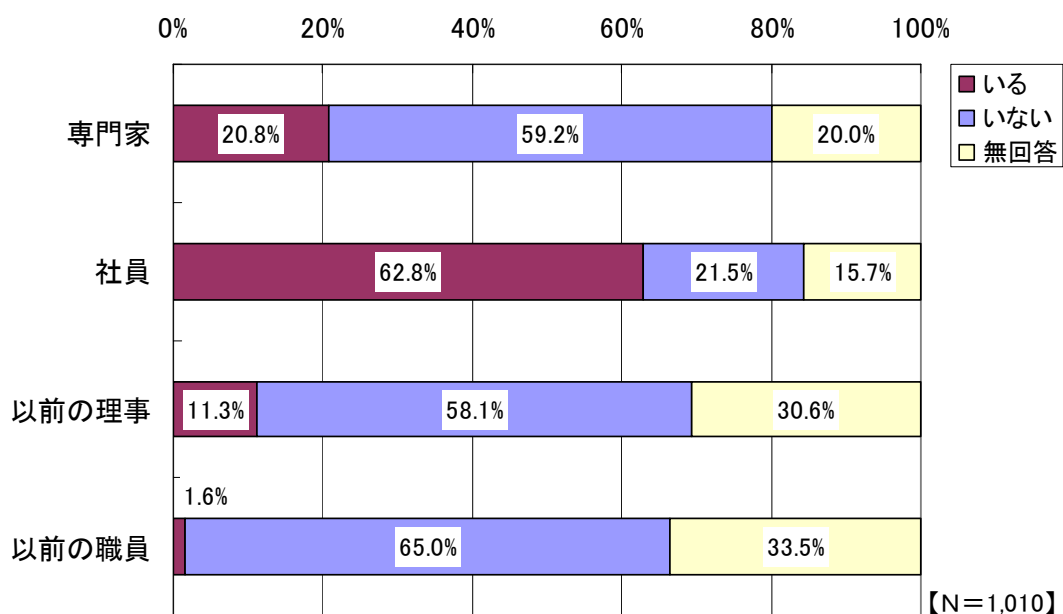
### <社員総会と理事会の関係に対する意識>



#### ④監事

「専門家」(税理士又は公認会計士)、「社員」、「以前の理事」及び「以前の職員」が監事となっている法人の割合は、それぞれ 20.8%、62.8%、11.3%、1.6%となっている。

##### <専門家又は法人関係者が監事となっている法人の割合>



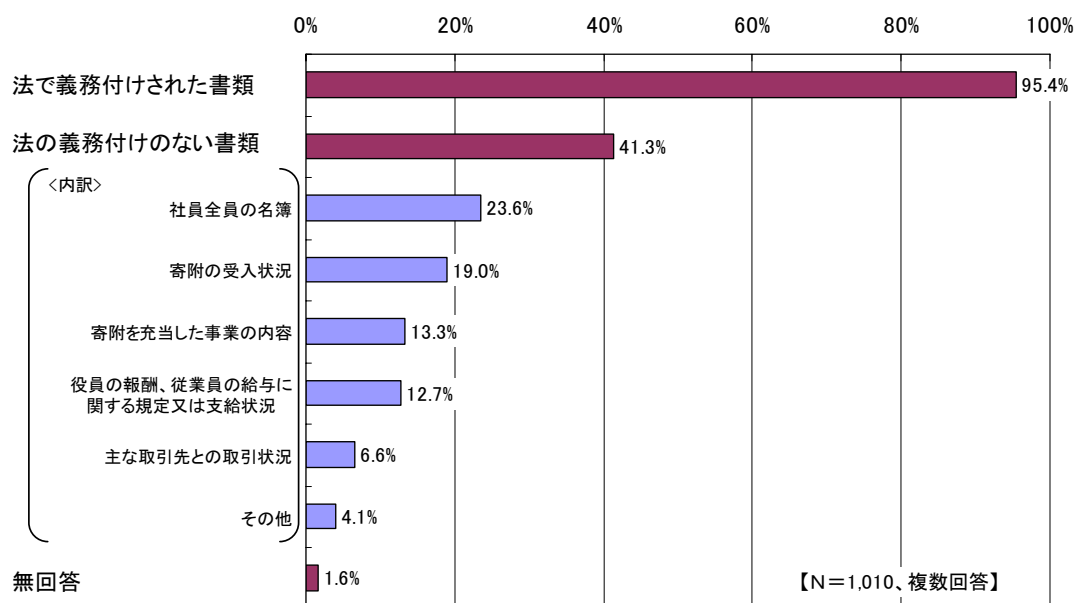


### 3. 特定非営利活動法人の情報公開

#### (1) 公開している情報[問8(1)]

特定非営利活動法人が公開している情報（複数回答）についてみると、95.4%の法人が「法で義務付けされた書類」を公開している。一方、「法の義務付けのない書類」を公開している法人は41.3%にとどまっており、内訳をみると「社員全員の名簿」及び「寄附の受入状況」がそれぞれ23.6%、19.0%となっている。

#### <公開している情報>

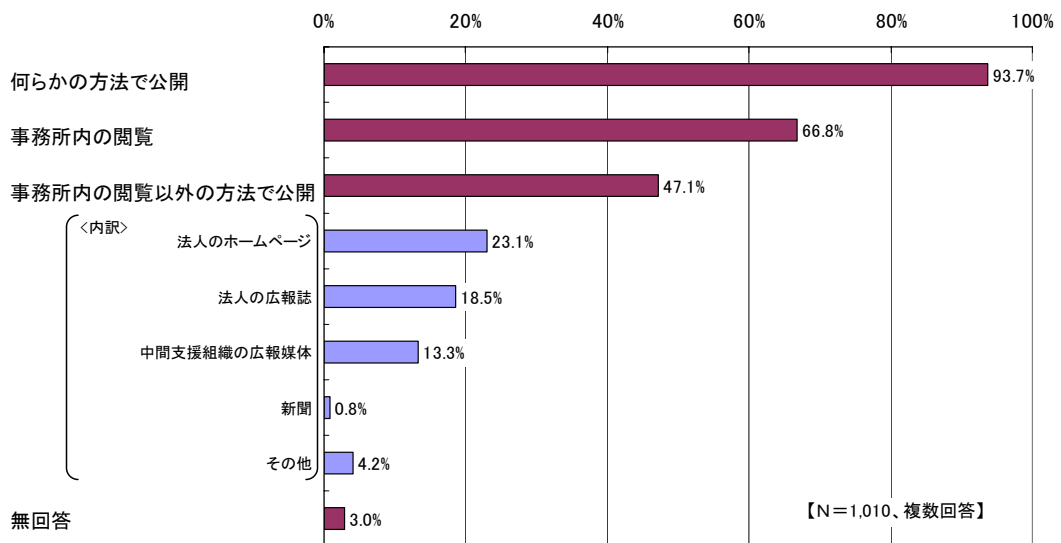


## (2) 情報公開の方法[問8(2)]

「何らかの方法で公開」している法人は、93.7%となっている。

特定非営利活動法人の情報公開の方法（複数回答）についてみると、66.8%の法人が「事務所内の閲覧」を行っている。一方、「事務所内の閲覧以外による公開」を行っている法人は47.1%となっており、内訳をみると「法人のホームページ」及び「法人の広報誌」がそれぞれ23.1%、18.5%となっている。

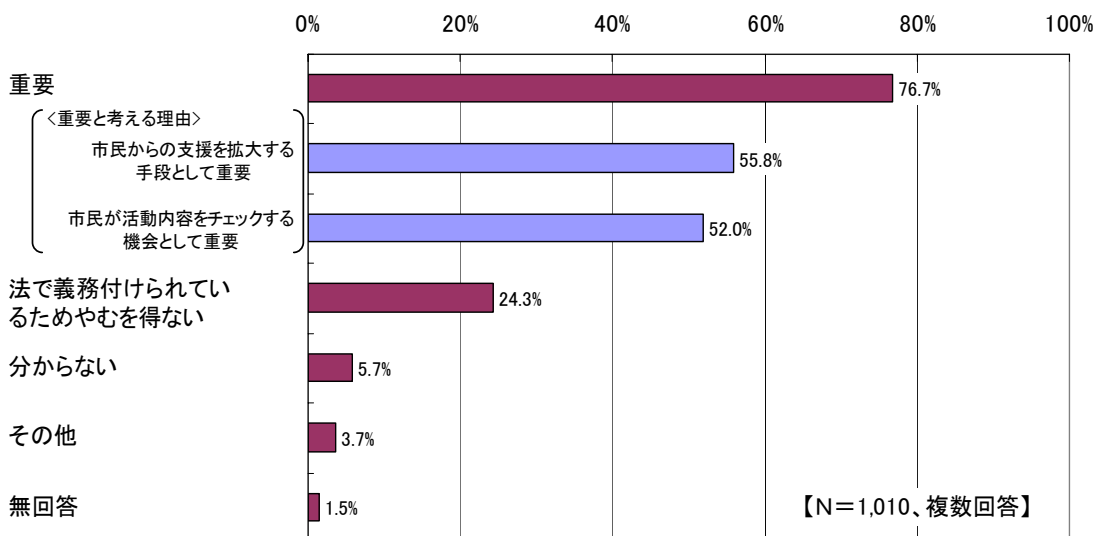
### <情報公開の方法>



## (3) 情報公開に対する意識[問8(3)]

情報公開に対する特定非営利活動法人の意識（複数回答）についてみると、「市民からの支援を拡大する手段として重要」（55.8%）、「市民が活動内容をチェックする機会として重要」（52.0%）と情報公開の重要性を認識する法人が76.7%を占めている一方で、「法で義務付けられているためやむを得ない」との回答は24.3%となっている。

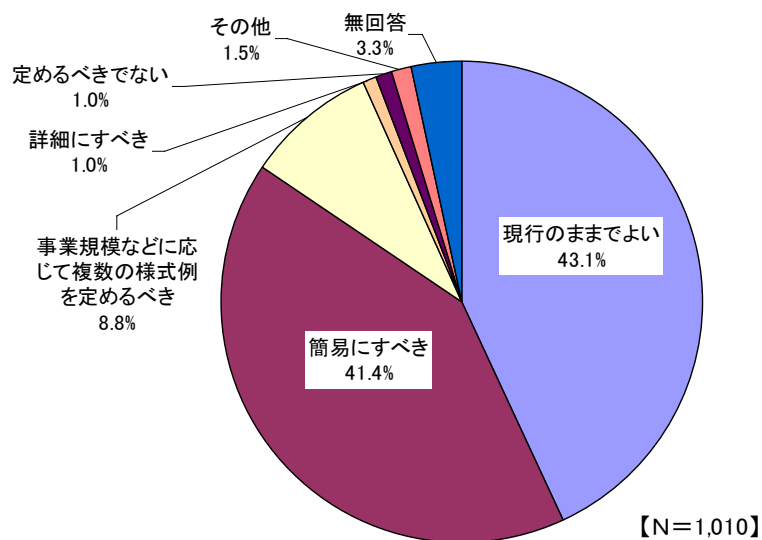
### <情報公開に対する意識>



#### (4) 各所轄庁で定める様式例に対する意識[問9(1)]

各所轄庁で定める様式例に対する意識についてみると、「現行のままでよい」が43.1%、「簡易にすべき」が41.4%となっている。

##### <各所轄庁で定める様式例に対する意識>

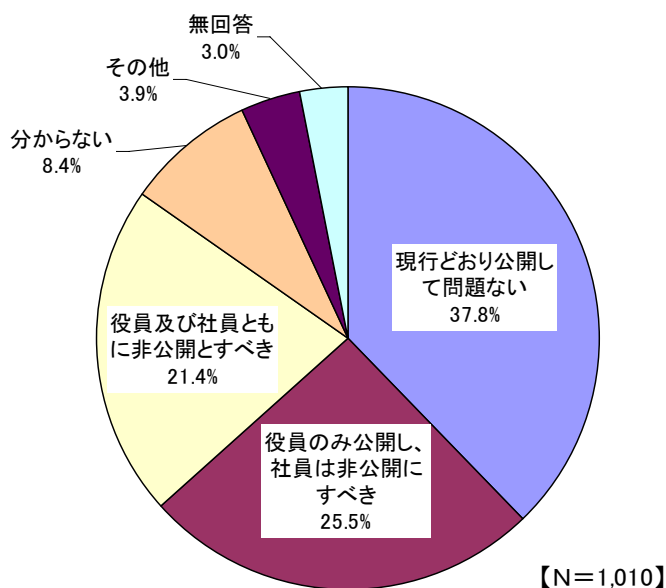


#### (5) 役員及び社員の住所等の公開に対する意識[問9(2)]

役員の住所等（注）及び社員の住所の公開に対する意識についてみると、「現行どおり公開して問題ない」が37.8%を占めている一方で、「役員のみ公開し、社員は非公開にすべき」（25.5%）、「役員及び社員ともに非公開とすべき」（21.4%）と考えている法人も多い。

（注）住所等とは、役員の住所及び報酬を受けた期間をいう。

##### <役員及び社員の住所等の公開に対する意識>

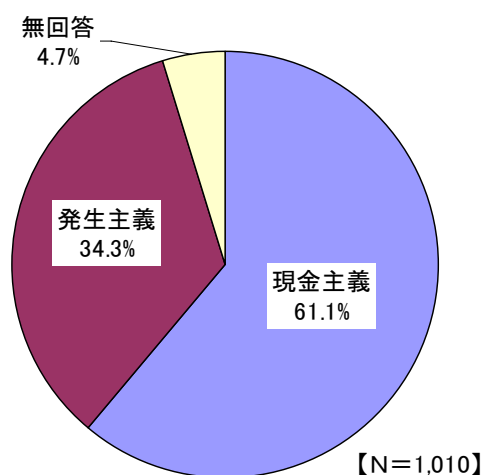


#### 4. 特定非営利活動法人の会計

##### (1) 会計上の原則[問10(1)]

採用している会計上の原則についてみると、61.1%が「現金主義」、34.3%が「発生主義」となっている。

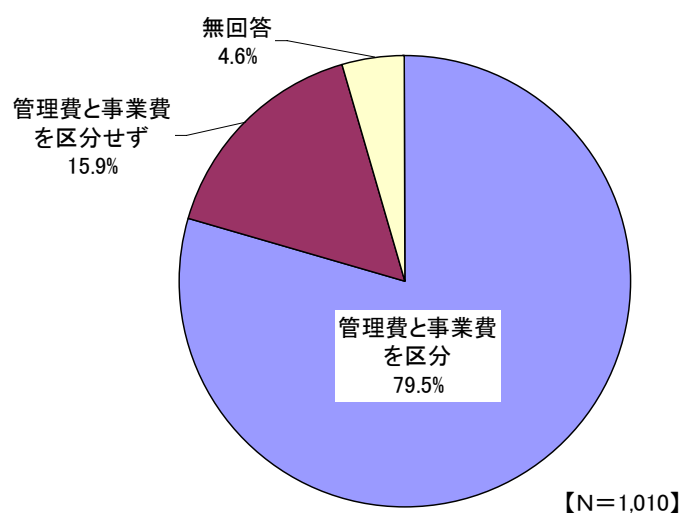
##### <会計上の原則>



##### (2) 管理費と事業費の区分[問10(2)]

管理費と事業費の区分についてみると、79.5%が管理費と事業費を区分している。

##### <管理費と事業費の区分>

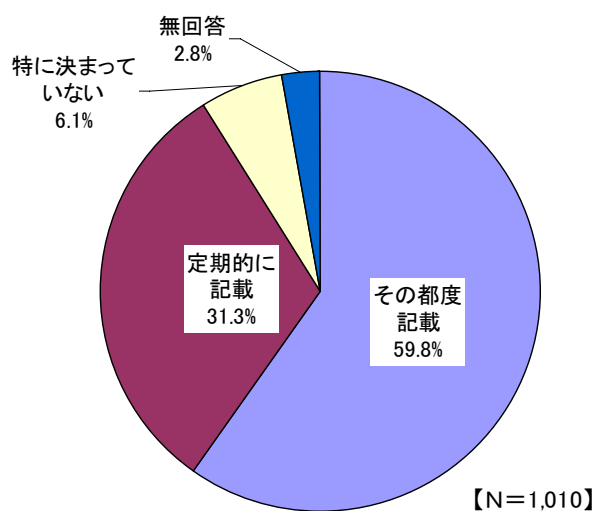


### (3) 帳簿の記載時期[問10(3)]

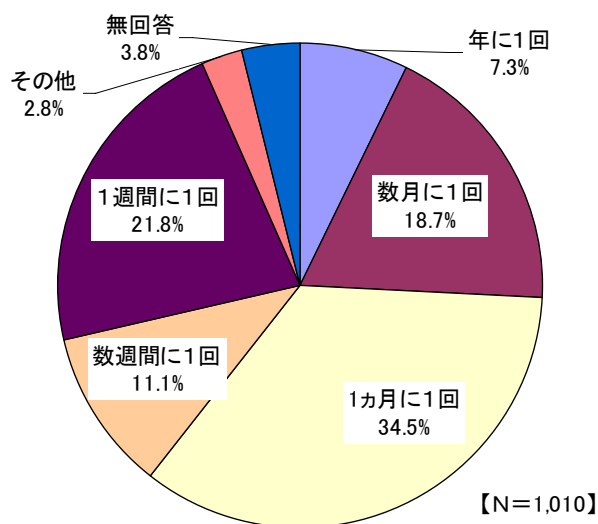
帳簿の記載時期についてみると、「その都度記載」が 59.8%、「定期的に記載」が 31.3%となっている。

定期的に帳簿を記載している法人における記載の頻度についてみると、「1 ヶ月に 1 回」(34.5%)、「1 週間に 1 回」(21.8%)、「数月に 1 回」(18.7%) の順に多い。

#### <帳簿の記載時期>



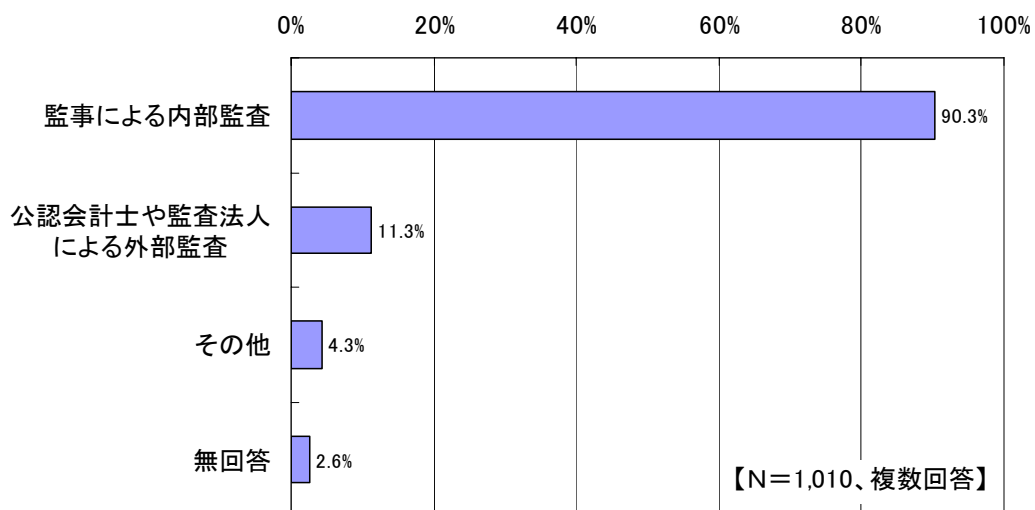
#### <定期的に帳簿を記載している法人における記載の頻度>



#### (4) 監査の実施状況[問10(4)]

監査の実施状況（複数回答）についてみると、「監事による内部監査」を行う法人が90.3%を占めている一方、「公認会計士や監査法人による外部監査」を行う法人は11.3%となっている。

##### < 監査の実施状況 >



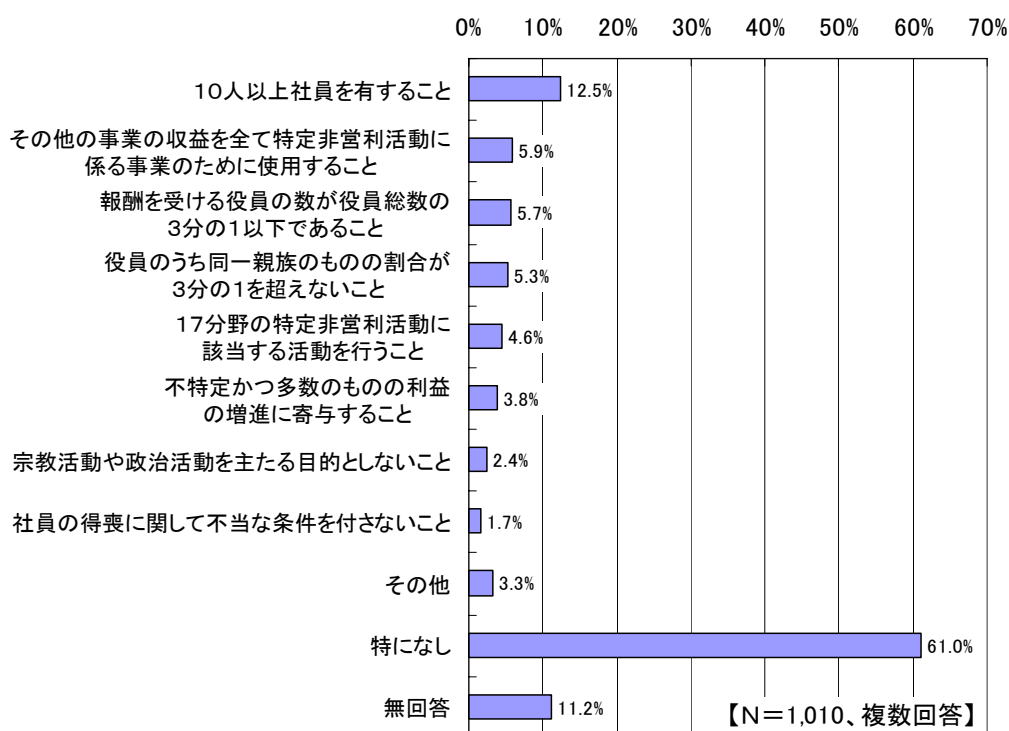
## 5. 特定非営利活動法人の認証基準等

### (1) 障害に感じた認証基準[問11(1)]

特定非営利活動法人が活動を行ううえで障害に感じた認証基準（複数回答）についてみると、「特になし」が61.0%を占めている。

障害に感じた認証基準としては、「10人以上の社員を有すること」（12.5%）、「その他の事業の収益を全て特定非営利活動に係る事業のために使用すること」（5.9%）、「報酬を受ける役員の数役員総数の3分の1以下であること」（5.7%）、「役員のうち同一親族のもの割合が3分の1を超えないこと」（5.3%）の順に多い。

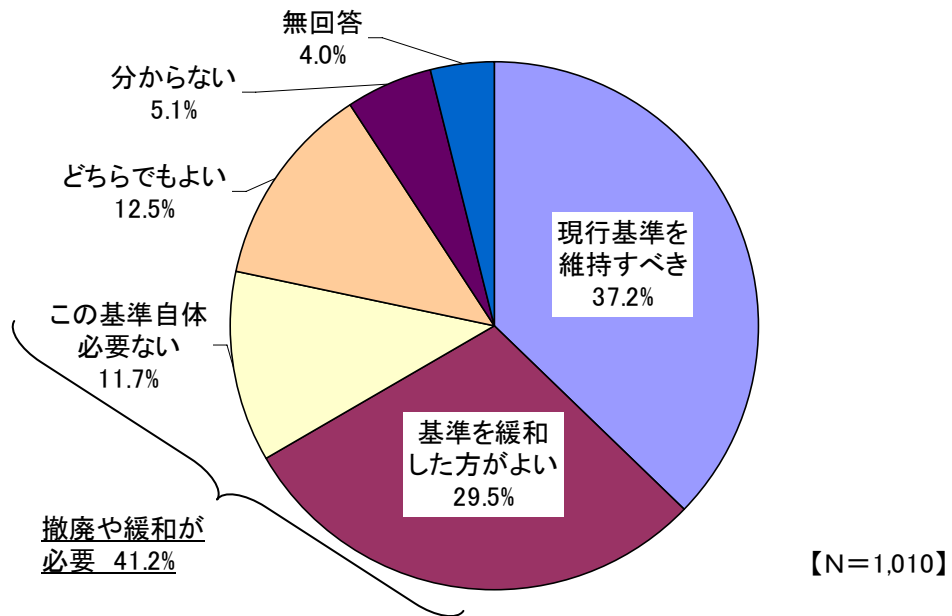
#### <障害に感じた認証基準>



## (2) 社員数要件に対する意識[問11(2)]

社員数要件に対する意識についてみると、「基準を緩和した方がよい」(29.5%)、「この基準自体必要ない」(11.7%)と、当該要件の撤廃や緩和が必要と考えている法人が41.2%を占めている一方で、「現行基準を維持すべき」と考えている法人も37.2%を占めている。

### <社員数要件に対する意識>



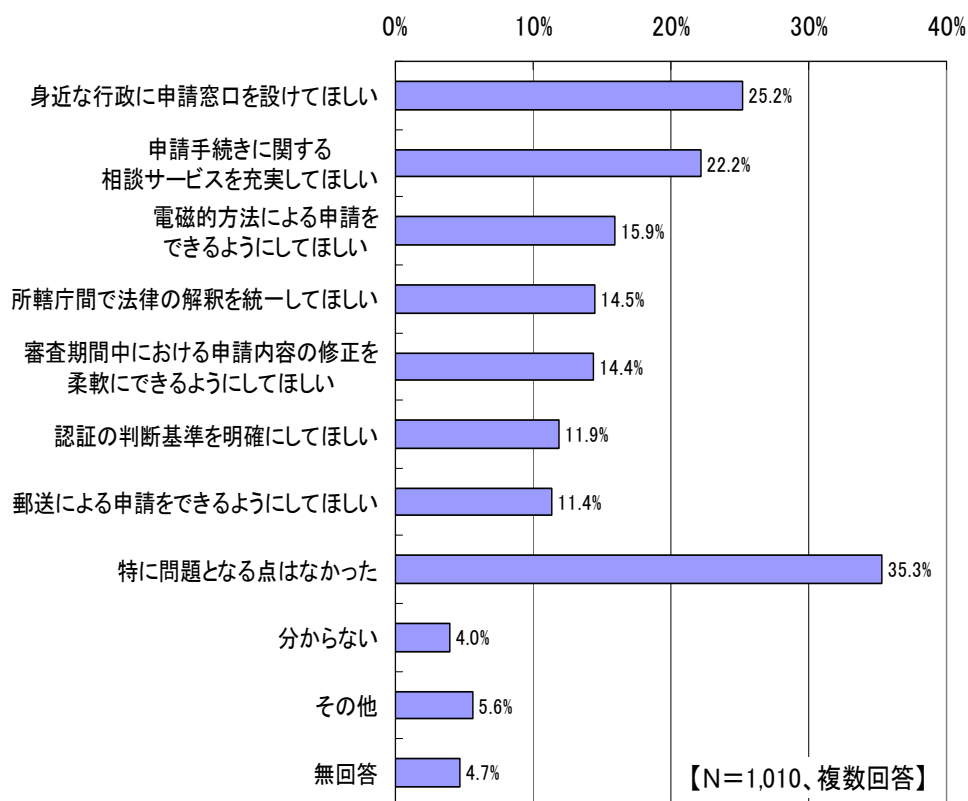


### (3) 見直してほしいと感じた申請手続き[問11(3)]

見直してほしいと感じた申請手続き（複数回答）についてみると、「特に問題となる点はなかった」が35.3%を占めている。

見直してほしいと感じた申請手続きとしては、「身近な行政に申請窓口を設けてほしい」（25.2%）、「申請手続きに関する相談サービスを充実してほしい」（22.2%）、「電磁的方法による申請をできるようにしてほしい」（15.9%）、「所轄庁間で法律の解釈を統一してほしい」（14.5%）、「審査期間中における申請内容の修正を柔軟にできるようにしてほしい」（14.4%）、「認証の判断基準を明確にしてほしい」（11.9%）、「郵送による申請をできるようにしてほしい」（11.4%）の順に多い。

#### <見直してほしいと感じた申請手続き>

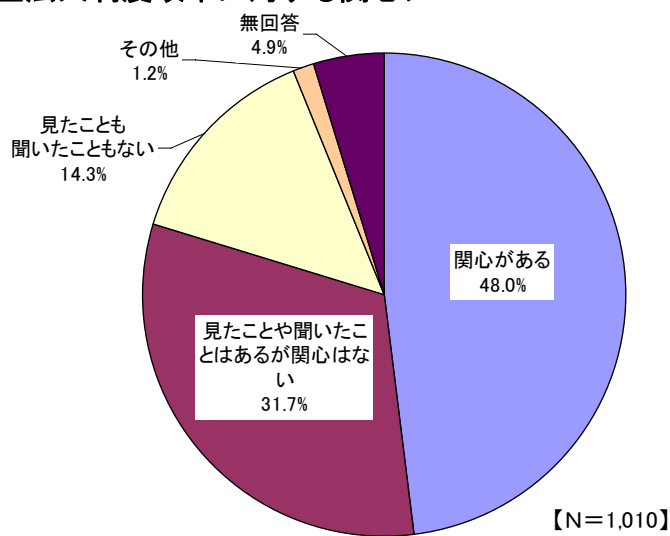


## 6. 公益法人制度改革に対する関心

### (1) 公益法人制度改革に対する関心[問12(1)]

公益法人制度改革に対する関心についてみると、「関心がある」が48.0%を占めている一方で、「見たことや聞いたことはあるが関心はない」が31.7%、「見たことも聞いたこともない」が14.3%となっている。

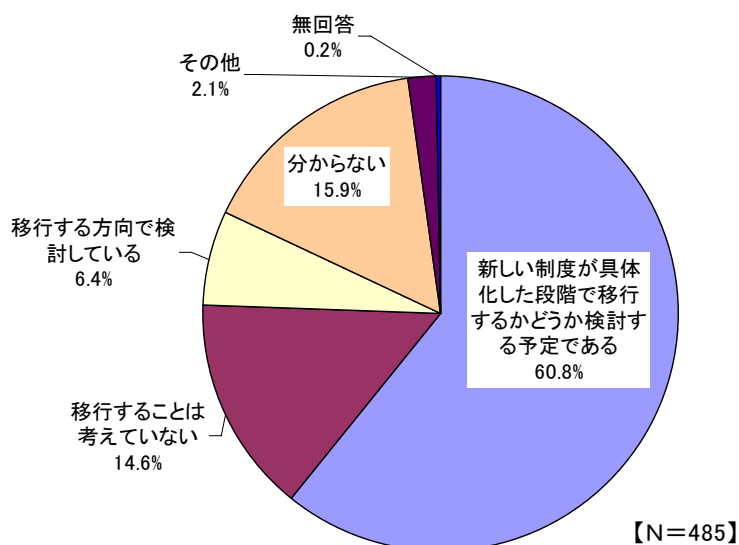
#### <公益法人制度改革に対する関心>



### (2) 新たな制度に対する意識[問12(2)]

新たな制度に対する意識についてみると、「新しい制度が具体化した段階で移行するかどうか検討する予定である」が60.8%を占めている。現時点において、「移行することは考えていない」が14.6%、「移行する方向で検討している」が6.4%となっている。

#### <新たな制度に対する意識(公益法人制度改革に関心のある法人を対象)>

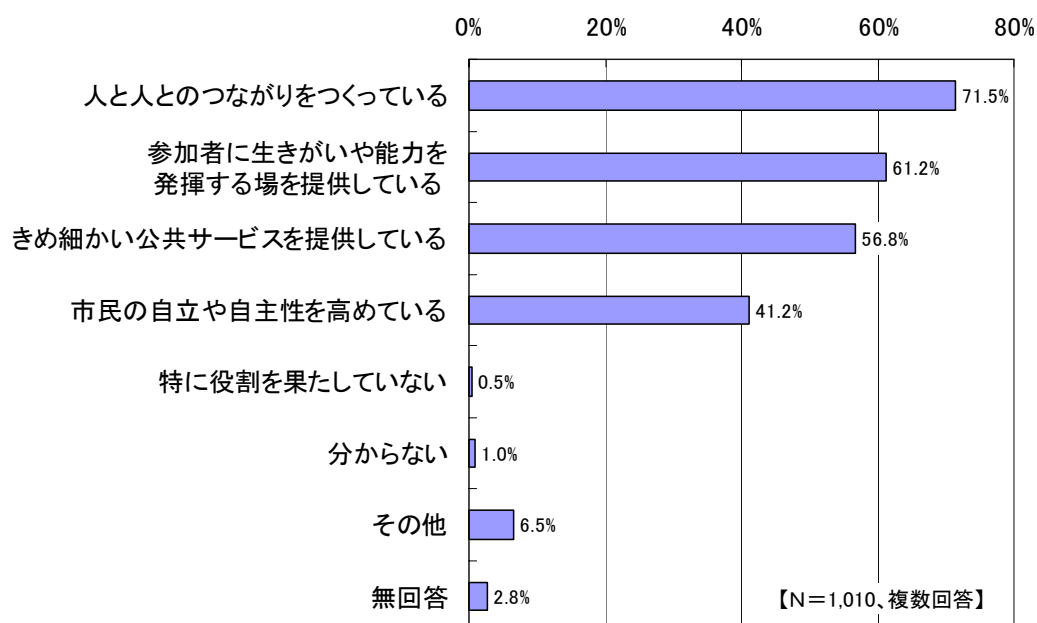


## 7. 特定非営利活動法人の課題

### (1) 活動に対する自己評価[問13]

活動に対する自己評価（複数回答）についてみると、「人と人とのつながりをつくっている」（71.5%）、「参加者に生きがいや能力を発揮する場を提供している」（61.2%）、「きめ細かい公共サービスを提供している」（56.8%）、「市民の自立や自主性を高めている」（41.2%）の順に多い。

#### <活動に対する自己評価>

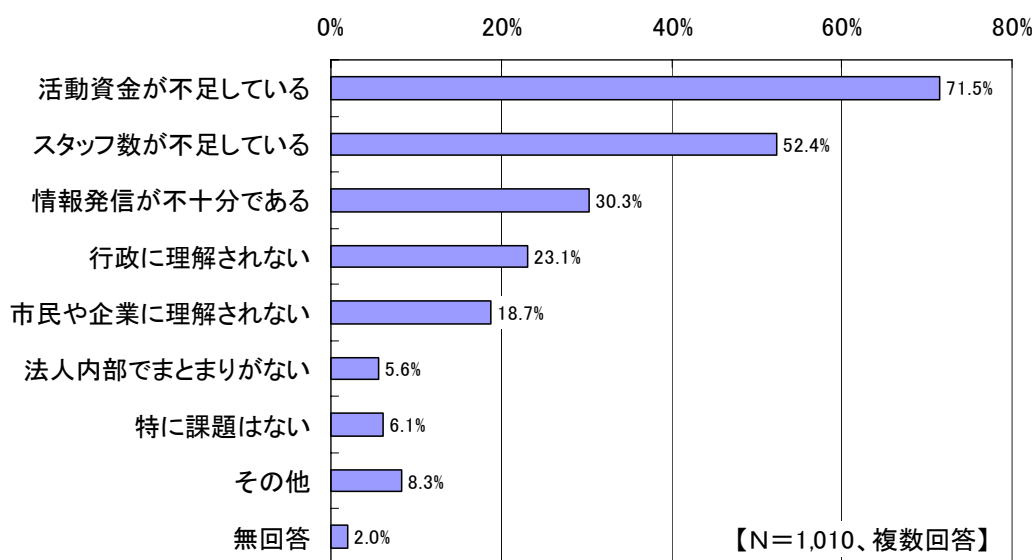


## (2) 運営上の課題[問14]

運営上の課題（複数回答）についてみると、「活動資金が不足している」（71.5%）、「スタッフ数が不足している」（52.4%）、「情報発信が不十分である」（30.3%）、「行政に理解されない」（23.1%）、「市民や企業に理解されない」（18.7%）の順に多い。

「特に課題はない」は6.1%にとどまっている。

### <運営上の課題>



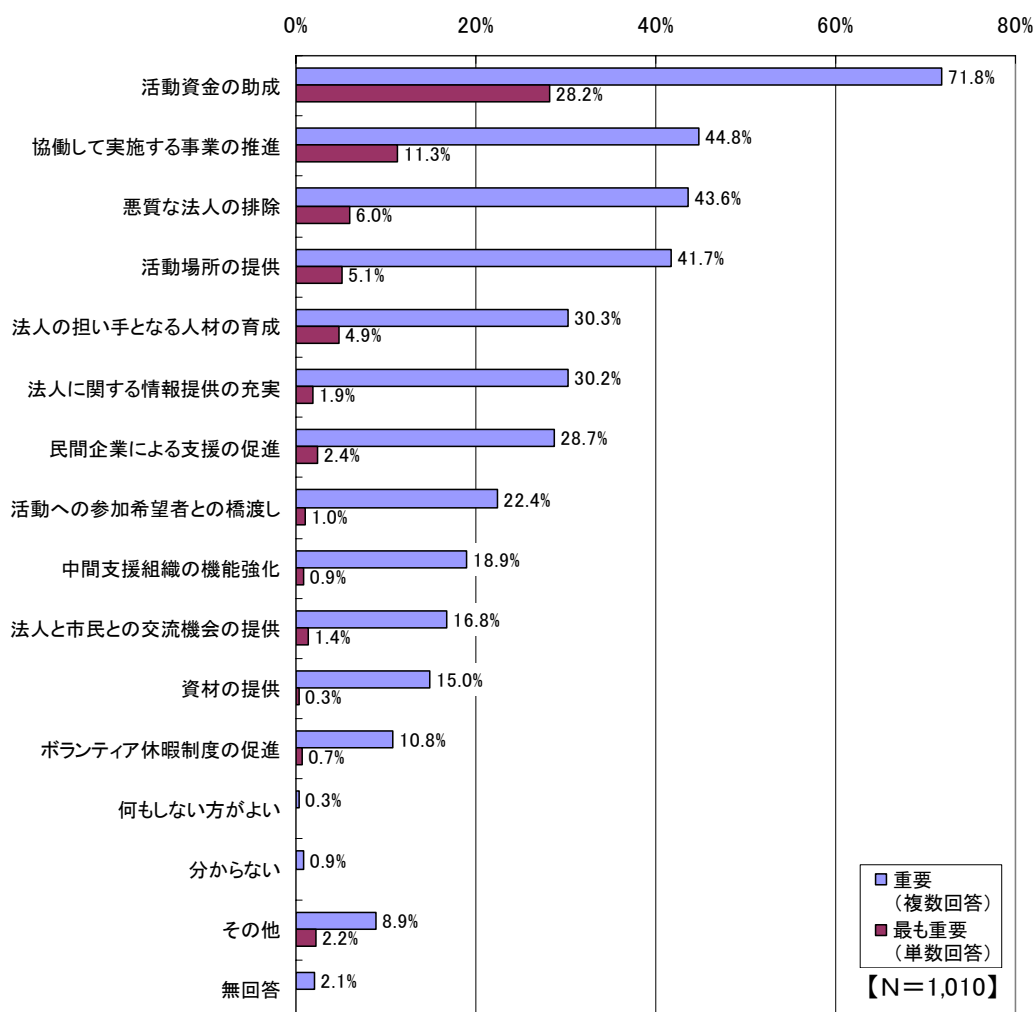
### (3) 行政の施策[問15]

特定非営利活動法人が重要と考えている行政の施策（複数回答）についてみると、「活動資金の助成」（71.8%）、「協働して実施する事業の推進」（44.8%）、「悪質な法人の排除」（43.6%）、「活動場所の提供」（41.7%）、「法人の担い手となる人材の育成」（30.3%）、「法人に関する情報提供の充実」（30.2%）の順に多い。

「何もしない方がよい」は0.3%にとどまっている。

特に重要と考えている行政の施策についてみると、「活動資金の助成」（28.2%）、「協働して実施する事業の推進」（11.3%）、「悪質な法人の排除」（6.0%）、「活動場所の提供」（5.1%）、「法人の担い手となる人材の育成」（4.9%）、「民間企業による支援の促進」（2.4%）の順に多い。

#### <重要と考える行政の施策>



## 平成17年度市民活動団体基本調査に係るお願い

平成 18 年 2 月  
内閣府 国民生活局

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）が施行され、7年が経過する中、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認証数は2万4千件を超え、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野で活動が広がっています。しかしながら、その活動においては、組織の管理・運営能力の向上、資金基盤の強化など、多くの課題が残されています。

こうした状況の下、内閣府においては、NPO法人の活動が更に発展することを目的に、NPO法の見直しの検討を始めました。そこで、この検討を行うにあたり、NPO法人の皆様様の活動実態や意識等を把握するため、「平成17年度市民活動団体基本調査」を実施することといたしました。

この調査では、平成17年3月末以前に所轄庁の設立認証を受けたNPO法人の中から無作為抽出した3000法人に対しアンケート調査を実施しております。抽出の結果、貴法人宛に調査票を送付させていただきました。

ご多用の折、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をお汲み取りいただきましたうえ、ご協力をお願いいたします。実態に即したNPO法人制度をつくるためには、より多くのNPO法人の皆様からのご回答が必要ですので、何卒よろしくをお願いいたします。

敬具

- ① 調査票にご回答の上、**平成18年3月15日(水)**までに、同封の返信用封筒にてご返送下さるようお願いいたします。
- ② 本アンケート調査の結果は統計処理を施しますので、お答えいただいた個々の内容が他に漏れたり、ご回答の結果により貴法人様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。
- ③ お答えいただいた内容等について、本調査の担当者から確認させていただくこともありますが、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

### 【回答先】&【質問内容や回答方法についての問合せ先】

社団法人 新情報センター

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-13-6 恵比寿ISビル4階

担当：高崎、阪口（電話 03-3473-5231）

### 【調査の趣旨についての問合せ先】

内閣府国民生活局市民活動促進課 担当：佐藤、谷口（電話 03-3581-9965）

# 平成17年度市民活動団体基本調査 調査票

この調査は、NPO法人の実態や意識を踏まえ、NPO法人制度の改正を検討するために実施するものです。実態に即した制度をつくるためには、皆様からのご回答が必要です。お手数をおかけして恐縮ですが、ご協力をどうぞよろしくお願いします。

なお、この調査の発送及び回収については、社団法人新情報センターに委託しています。3月15日（水）までに新情報センター宛に郵送にてご回答ください。

内閣府国民生活局

**問1 お差し支えなければ、貴法人名、所在地、ご回答者氏名、ご連絡先等をご記入ください。**

貴法人名				
所在地				
ご回答者氏名			役職名	
ご連絡先	電話		FAX	

**問2 貴法人の活動分野についてお尋ねします。NPO法別表に掲げる特定非営利活動の分野のうち、貴法人の定款上に記載されている活動分野及び特に力を入れている活動分野について、下表の区分により、該当する番号すべてに○を付けてください。**

**(1)定款上に記載されている分野**

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

**(2)特に力を入れている分野**

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

＜NPO法別表に掲げる活動分野＞

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動	11	子どもの健全育成を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動	12	情報化社会の発展を図る活動
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	13	科学技術の振興を図る活動
		14	経済活動の活性化を図る活動
5	環境の保全を図る活動	15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6	災害救援活動		
7	地域安全活動	16	消費者の保護を図る活動
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	17	上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
9	国際協力の活動		

問3 貴法人が所轄庁に提出した貸借対照表及び収支計算書に基づき、前事業年度における①総収入金額、②総支出金額、及び前事業年度末における③資産合計額、④負債合計額をご記入ください。

事業年度	H . . . . . ~ H . . . . .
①総収入金額	円
②総支出金額	円
③資産合計額	円
④負債合計額	円

(注)1期目の事業年度が終了していない場合は、「-」をご記入ください。

問4 貴法人の活動範囲についてお尋ねします。

(1)貴法人の日本国内における活動範囲について、該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 国内全域(47都道府県)
- 2 互いに隣接しない都道府県を含む区域
- 3 互いに隣接する都道府県にまたがる区域(「1」を除く)
- 4 一つの都道府県内全域(すべての市区町村)
- 5 一つの都道府県内で、複数の市区町村にまたがる区域(「4」を除く)
- 6 一つの市区町村内
- 7 国内では活動していない

(2)貴法人は日本国外において活動していますか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 活動している
- 2 活動していない

問5 前事業年度末時点における、貴法人の社員、会員、役員、職員の人数を、表の区分にしたがって、ご記入ください。

報酬・給与の区分	社員・正会員 (注1)	社員以外の 会員	理事 (注2)		監事 (注3)	常勤 職員	非常勤 職員
				うち社員			
報酬・給与なし	/	/	人	人	人	人	人
報酬・給与あり			人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人	人

(注1)NPO法上の社員をいい、10人以上である必要があります。

(注2)NPO法上の理事をいい、3人以上である必要があります。

(注3)NPO法上の監事をいい、1人以上である必要があります。

(注4)兼務している場合は、それぞれ「1人」として計算し、ご記入ください。



問6 社員総会について、お尋ねします。

(1)貴法人では、過去1年間において、どのような場合に社員総会を開催しましたか。該当する番号すべてに○を付けてください。また、それぞれの開催回数を併せてご記入ください。

1 通常総会 → \_\_\_\_\_回

2 理事が招集した臨時総会

→ \_\_\_\_\_回(うち総社員の一定割合以上の請求によるもの \_\_\_\_\_回)

3 監事が招集した総会 → \_\_\_\_\_回

4 その他

	→ _____回
--	----------

(2)貴法人では、どのような事項を社員総会で議決していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1 定款の変更

2 役員を選任

3 役員を解任

4 事業運営の方針(事業計画書の策定)

5 事業報告書や財務諸表の承認

6 会費の金額

7 給与や報酬の金額

8 その他

--

(3)貴法人では、社員総会は機能している(重要な事項が議論されている)とお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

1 十分に機能している

2 あまり機能していない

3 分からない

4 その他

--

問7 役員について、お尋ねします。

(1) 貴法人では、過去1年間において、どのような場合に理事会を開催しましたか。該当する番号すべてに○を付けてください。また、それぞれの開催回数を併せてご記入ください。

1 定期的開催 → \_\_\_\_\_ 回

→どのくらいの周期で開催していますか。該当するものひとつに○を付けてください。

月に1回、2週間に1回、1週間に1回、その他( \_\_\_\_\_ )

2 必要に応じて、理事が召集 → \_\_\_\_\_ 回

3 必要に応じて、社員が召集 → \_\_\_\_\_ 回

4 開催していない

5 設置していない

6 その他

	→ _____ 回
--	-----------

(2) 貴法人では、理事会は機能している(重要な事項が議論されている)とお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

1 十分に機能している

2 あまり機能していない

3 分からない

4 その他

--

(3) 貴法人では、社員総会と理事会(又は理事)の関係について、どのようにお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

1 できる限り社員総会の議決を経たうえで運営している

2 社員総会の議決事項を最小限にし、理事の判断による迅速な運営をしている

3 社員と理事はほとんど同じメンバーである

4 その他

--

(4) 貴法人の監事には、次のような立場のかたはいらっしゃいますか。それぞれ該当する番号ひとつに○を付けてください。

(ア) 公認会計士又は税理士などの専門家      1 いる    2 いない

(イ) 社員      1 いる    2 いない

(ウ) 以前に貴法人の理事をやっていた者      1 いる    2 いない

(エ) 以前に貴法人の職員をやっていた者      1 いる    2 いない

**問8 情報公開についてお尋ねします。**

**(1)貴法人では、どのような情報を公開していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。**

- 1 NPO法で義務付けされた書類  
(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿、定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)
- 2 役員の報酬、従業員の給与に関する規定又は支給状況
- 3 主な取引先との取引状況
- 4 寄附の受入状況
- 5 寄附を充当した事業の内容
- 6 社員全員の名簿
- 7 その他

**(2)貴法人では、(1)の情報をどのような方法で公開していますか。該当する番号すべてに○を付けてください。**

- 1 貴法人の事務所で閲覧
- 2 貴法人の広報誌に掲載
- 3 貴法人のホームページに掲載
- 4 中間支援組織(NPOを支援する組織)の広報誌やホームページに掲載
- 5 新聞に掲載
- 6 その他

**(3)貴法人は、情報公開についてどのようにお考えですか。該当する番号すべてに○を付けてください。**

- 1 市民が活動内容をチェックする機会として、重要である
- 2 市民からの支援を拡大する手段として、重要である
- 3 NPO法で定められているため、やむを得ない
- 4 分からない
- 5 その他

問9 NPO法で情報公開が義務付けされた書類について、お尋ねします。

(1)各所轄庁で定めている様式例について、どのようにお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 現行のままでよい
- 2 簡易にすべき
- 3 詳細にすべき
- 4 事業規模などに応じて複数の様式例を定めるべき
- 5 定めるべきでない
- 6 その他

--

(2)社員の住所、役員の住所や報酬を受けた期間を公表することについて、どのようにお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 現行どおり公開して問題はない
- 2 役員の情報のみ公開し、社員の情報は非公開とすべき
- 3 役員及び社員の情報ともに非公開とすべき
- 4 分からない
- 5 その他

--

問 10 会計についてお尋ねします。

(1) 貴法人では、発生主義を採用していますか、それとも現金主義を採用していますか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 発生主義 : 現金の収支に関係なく、取引の発生により収益や費用を計上する方法
- 2 現金主義 : 現金の収支により収益や費用を計上する方法

(2) 貴法人では、管理費と事業費の区分をしていますか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 区分している
- 2 区分していない

(3) 貴法人では、帳簿書類をいつ記載していますか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 その都度記載している
- 2 定期的に記載している

→どのくらいの周期で記載していますか。該当するものひとつに○を付けてください。

年に1回、数月に1回、1月に1回、数週間に1回、1週間に1回  
その他( )

- 3 特に決まっていない

(4) 貴法人では、どのような監査を行っていますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- 1 監事による内部監査
- 2 公認会計士や監査法人による外部監査
- 3 その他

--

問 11 NPO法人の認証基準及び申請手続きについてお尋ねします。

(1) 貴法人を設立する際又は業務運営を進める際に、貴法人本来の自由な市民活動を行う上で障害に感じた認証基準はありますか。該当する番号すべてに○を付けてください。また、ある場合は、その理由についてご記入下さい。

- 1 特にない
- 2 10人以上の社員を有すること
- 3 17分野の特定非営利活動に該当する活動を行うこと
- 4 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること
- 5 社員の得喪に関して不当な条件を付さないこと
- 6 報酬を受ける役員の数役員総数の3分の1以下であること
- 7 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- 8 その他の事業の収益を全て特定非営利活動に係る事業のために使用すること
- 9 役員のうち同一親族のもの割合が3分の1を超えないこと
- 10 その他

理由

(2) NPO法人として、社員の数を10人以上有することを求めている基準についてどのようにお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 この基準自体必要とは思わない
- 2 少人数でも活動ができるよう緩和した方がよい
- 3 適正な組織体を担保するために現行基準は維持すべき
- 4 どちらでもよい
- 5 分からない

(3) 貴法人を設立する際に、その申請手続きにおいて見直してほしいと感じた点はありますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- 1 特に問題となる点はなかった
- 2 認証の判断基準を明確にしてほしい
- 3 審査期間中における申請内容の修正を柔軟にできるようにしてほしい
- 4 郵送による申請をできるようにしてほしい
- 5 電磁的方法による申請をできるようにしてほしい
- 6 身近な行政に申請窓口を設けてほしい
- 7 所轄庁間で法律の解釈を統一してほしい
- 8 申請手続きに関する相談サービスを充実してほしい
- 9 分からない
- 10 その他

問 12 現在検討されている公益法人制度改革について、お尋ねします。

(1) 公益法人制度改革について、関心がありますか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 関心がある (→(2)へ)
- 2 見たことや聞いたことはあるが関心はない
- 3 見たことも聞いたこともない
- 4 その他

(2) (1)で「1」に○を付けた法人にお尋ねします。

将来、新しい「非営利法人」に移行することをお考えですか。該当する番号ひとつに○を付けてください。

- 1 移行する方向で検討している
- 2 新しい制度が具体化した段階で移行するかどうか検討する予定である
- 3 移行することは考えていない
- 4 分からない
- 5 その他

問 13 貴法人は、活動を通して、地域や社会に対してどのような役割を果たしているとお考えですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- 1 行政では対応できないような、きめ細かい公共サービスを提供している
- 2 人と人とのつながりをつくっている
- 3 市民の自立や自主性を高めている
- 4 参加者に生きがいや能力を発揮する場を提供している
- 5 特に役割を果たしていない
- 6 分からない
- 7 その他

問 14 貴法人では、運営上どのような課題があるとお考えですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- 1 活動資金が不足している
- 2 スタッフ数が不足している
- 3 法人内部でまとまりがない
- 4 情報発信が不十分である
- 5 周囲(市民や企業)に理解されていない
- 6 行政に理解されていない
- 7 特に課題はない
- 8 その他

問 15 貴法人は、NPOに関する行政の施策として、どのようなものが重要であるとお考えですか。

・重要であるとお考えのものについて、該当する番号に○を付けてください。(複数可)

・そのうち最も重要であるとお考えのものについて、該当する番号ひとつに◎を付けてください。

- 1 NPO法人に関する情報提供の充実
- 2 NPO法人の担い手となる人材の育成
- 3 活動資金の助成
- 4 活動場所の提供
- 5 資材の提供
- 6 活動への参加希望者との橋渡し
- 7 法人と市民との交流機会の提供
- 8 ボランティア休暇制度の促進
- 9 悪質なNPO法人の排除
- 10 協働して実施する事業の推進
- 11 民間企業の支援の促進
- 12 中間支援組織(NPOを支援する組織)の機能強化
- 13 何もしないほうがよい
- 14 分からない
- 15 その他

これで終了です。ありがとうございました。